

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年6月30日

**【事業年度】** 第89期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

**【会社名】** 日本化学産業株式会社

**【英訳名】** NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 柳澤英二

**【本店の所在の場所】** 東京都台東区下谷二丁目20番5号

**【電話番号】** 03(3873)9223(代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部長 百瀬讓

**【最寄りの連絡場所】** 東京都台東区下谷二丁目20番5号

**【電話番号】** 03(3873)9223(代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部長 百瀬讓

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
日本化学産業株式会社大阪支店  
(大阪市中央区上町一丁目23番10号)  
日本化学産業株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区新栄二丁目16番13号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		第85期	第86期	第87期	第88期	第89期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高	(百万円)	21,027	25,539	20,761	17,667	19,090
経常利益	(百万円)	2,576	3,704	2,129	1,778	2,061
当期純利益	(百万円)	1,577	1,925	1,368	1,493	1,434
包括利益	(百万円)		1,868	1,220	1,968	1,970
純資産額	(百万円)	21,194	22,711	23,659	25,353	27,021
総資産額	(百万円)	26,567	28,986	28,802	30,436	32,236
1株当たり純資産額	(円)	1,075.87	1,152.57	1,196.02	1,276.62	1,356.77
1株当たり当期純利益金額	(円)	80.06	97.76	69.32	75.38	72.13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)					
自己資本比率	(%)	79.8	78.4	82.1	83.3	83.8
自己資本利益率	(%)	7.73	8.77	5.90	6.10	5.48
株価収益率	(倍)	8.07	7.26	8.05	8.12	10.32
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,416	1,299	2,750	2,766	2,442
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,738	900	968	1,903	814
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	257	166	320	274	314
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	6,577	6,799	8,213	8,927	10,290
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	718 (114)	710 (139)	658 (127)	635 (110)	626 (116)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

4 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益の算定における期末株式数及び期中平均株式数については、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(第86期279,000株、第87期201,000株、第88期122,000株、第89期64,000株)を連結貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第85期	第86期	第87期	第88期	第89期
決算年月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高 (百万円)	19,895	24,363	20,154	17,289	18,551
経常利益 (百万円)	2,309	3,282	2,152	1,912	2,166
当期純利益 (百万円)	1,461	1,664	1,481	1,495	1,528
資本金 (百万円)	1,034	1,034	1,034	1,034	1,034
発行済株式総数 (千株)	20,680	20,680	20,680	20,680	20,680
純資産額 (百万円)	20,403	21,688	22,877	24,347	25,876
総資産額 (百万円)	25,233	27,498	27,715	29,126	30,681
1株当たり純資産額 (円)	1,035.70	1,100.64	1,156.48	1,225.97	1,299.26
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	16.00 (6.00)	16.00 (8.00)	16.00 (8.00)	16.00 (8.00)	17.00 (8.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	74.17	84.50	75.03	75.46	76.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	80.9	78.9	82.5	83.6	84.3
自己資本利益率 (%)	7.42	7.91	6.65	6.33	6.09
株価収益率 (倍)	8.71	8.40	7.44	8.11	9.68
配当性向 (%)	21.6	18.9	21.3	21.2	22.1
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	336 (114)	333 (139)	340 (127)	337 (110)	330 (116)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

4 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益の算定における期末株式数及び期中平均株式数については、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(第86期279,000株、第87期201,000株、第88期122,000株、第89期64,000株)を貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。

5 第89期の1株当たり配当額17円には、日本化学産業株式会社の前身である柳澤有機化学工業所発足満75年の記念配当1円を含んでおります。

## 2 【沿革】

年月	事項
大正13年10月	東亜化学工業株式会社設立、洗剤・硬水軟化剤を販売。
昭和21年4月	日本化学産業株式会社に改称、鍍金薬品・研磨剤・洗剤を販売。
昭和23年1月	柳澤有機化学工業所を買収し製造と販売の一元化を図る。
昭和27年6月	大阪支店を開設、名古屋以西の市場開拓を図る。
昭和31年12月	名古屋出張所開設。(昭和38年10月支店昇格)
昭和35年10月	埼玉県草加市に埼玉工場・研究所を建設。
昭和36年10月	当社株式、東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和38年7月	アルミスバンドレル成型加工・アルミ表面処理業務開始。
昭和42年1月	埼玉県草加市に青柳工場を建設。
昭和45年12月	アルミ製よろい戸を開発、製造販売をはじめめる。
昭和49年4月	組織の整理統合を図り事業部制導入、アルミ事業部発足。
昭和50年7月	薬品事業部発足。
昭和52年12月	福島県双葉郡広野町に福島工場(現第一工場)を建設。
昭和57年2月	株式会社川口ニッカ設立、試薬の製造販売を拡充。 (株式会社川口ニッカは平成3年5月より当社の無機薬品の製造受託を行っている。)
昭和63年4月	事業部制廃止。
平成3年3月	埼玉県北埼玉郡大和町に大和工場を建設。
平成10年8月	ISO9002薬品生産本部全品目認証取得。
平成11年4月	タイに子会社ネクサス・エレケミックCO.,LTD.(現連結子会社)を設立。
平成11年10月	ISO9002建材本部住宅建材製品認証取得。
平成12年5月	ISO14001埼玉・福島・大和3工場及び総合研究所認証取得。
平成12年6月	タイに子会社サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.(現連結子会社)を設立。
平成12年11月	ISO9001建材本部認証取得。
平成13年11月	ISO14001青柳工場認証取得。
平成16年3月	ISO9001ネクサス・エレケミックCO.,LTD.認証取得。
平成16年12月	ISO9001薬品営業本部・総合研究所認証取得。
平成23年3月	福島県双葉郡楢葉町に福島第二工場を建設。

### 3 【事業の内容】

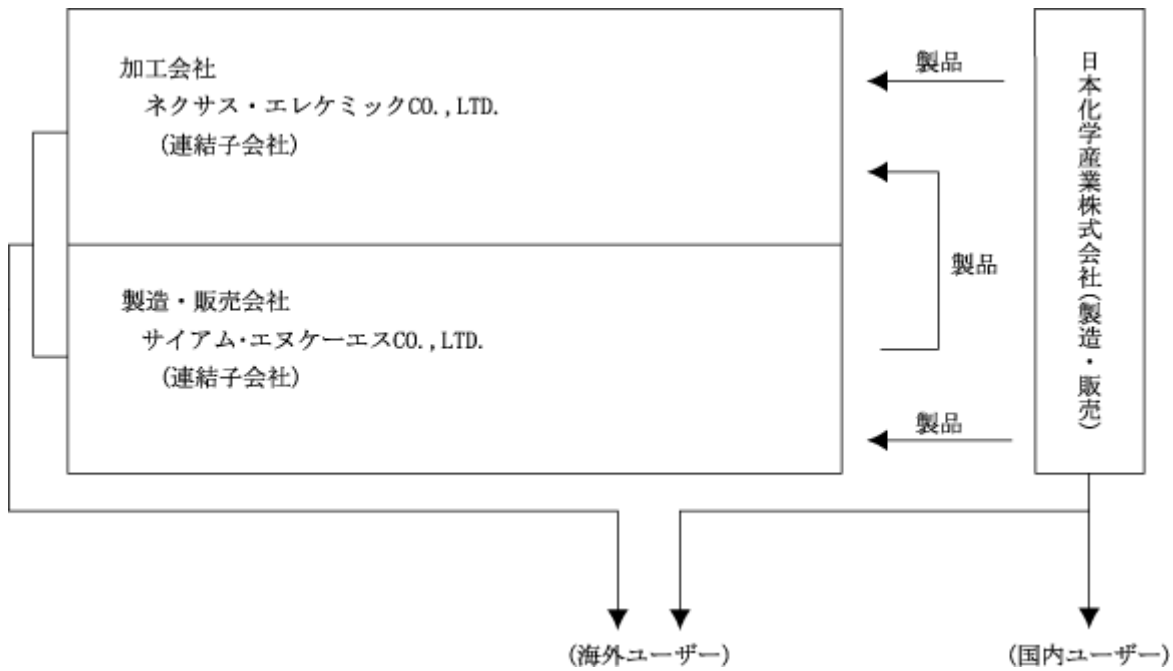
当社グループは、当社及び子会社3社により構成されており、薬品、建材の製造、販売を主な事業としております。

当社グループ事業における主な位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

**薬品事業** 当社は薬品を製造販売しております。連結子会社であるサイアム・エヌケーエスCO.,LTD.は工業薬品を製造販売しており、ネクサス・エレケミックCO.,LTD.は、当社製品及びサイアム・エヌケーエスCO.,LTD.の製品を使用し、めっき加工を行っております。

**建材事業** 当社は建材を製造販売しております。

以上述べた事項の概要図は次のとおりであります。



## 4 【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容 (注)1	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の 関係
(連結子会社) ネクサス・エレケミック CO.,LTD. (注)2	タイ国 アユタヤ県	千タイバーツ 52,000	薬品事業	100	兼任2名	当社及び子会社サイ アム・エヌケー エスCO.,LTD.の製 品を使用しめっき 加工をしております。
(連結子会社) サイアム・エヌケーエス CO.,LTD. (注)2	タイ国 アユタヤ県	千タイバーツ 230,000	薬品事業	100	兼任2名	当社グループの工 業薬品のタイにお ける製造・販売拠 点であります。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当します。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
薬品事業	558 (69)
建材事業	52 (45)
全社(共通)	16 (2)
合計	626 (116)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

3 全社(共通)は、総務部等管理部門の従業員であります。

## (2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
330 (116)	41.0	17.8	5,523,284

セグメントの名称	従業員数(名)
薬品事業	262 (69)
建材事業	52 (45)
全社(共通)	16 (2)
合計	330 (116)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

3 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 全社(共通)は、総務部等管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合には、日本化学産業社員協議会(企業内組合)があり、平成26年3月31日現在の組合員数は233名であります。なお、労使関係は安定しており、特に記載すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、一昨年の政権交代後の金融政策による株価回復、円安傾向継続もあり、景気回復の兆しが見られましたが、生産拠点の海外シフト加速により輸出が伸び悩んだことに加え、円安に伴う輸入物価上昇、海外経済の景気減速懸念も払拭されておらず、依然として本格的な実体経済の回復までには至っていない状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、新製品や新規用途開発品を中心とした販売・生産数量の確保・拡大、新規ユーザー開拓への尽力、タイ海外子会社における新製品の安定生産・販路拡大を目指すとともに、価格競争力を増すための全社挙げての低コスト体質強化に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は、前連結会計年度比1,422百万円 8.1%増の19,090百万円となりました。

利益面では、建材事業が好調に推移したこともあり、営業利益は前連結会計年度比304百万円 18.8%増の1,924百万円、経常利益は前連結会計年度比283百万円 15.9%増の2,061百万円となりました。しかしながら当期純利益においては、前期に東京電力福島原子力発電所事故に伴う損害補償金480百万円およびタイ海外子会社の大規模洪水被災に伴う受取保険金127百万円等を特別利益に計上しましたが、当連結会計年度においては福島工場生産品売上が回復したことにより損害補償金が252百万円と減少したため、前連結会計年度比59百万円 4.0%減の1,434百万円となりました。

セグメントの業績を示すと以下のとおりであります。

#### 薬品事業

主力の薬品事業は、国内においては、納入先の複数購買化や生産拠点の海外シフトの影響等により伸び悩み、海外においてはタイの海外子会社における新製品が動き出したものの本格化までは至っておりませんが、前期に比しての非鉄金属相場上昇や円安による売価アップ、プリント基板用薬品の売上が増加したこと等もあり、売上高は前連結会計年度比948百万円 6.5%増の15,595百万円となりました。そのうちの海外売上高は、前連結会計年度比328百万円 13.5%増の2,758百万円（連結売上高の14.5%）となりました。利益面では、国内においては、前連結会計年度比で生産販売数量が増加したこと、また従前から取り組んできた安価原料・リサイクル原料の活用・拡大による収益面の改善等に加え、海外子会社のサイアム・エヌケーエス社も新製品の生産開始により前連結会計年度比で幾分改善している一方、ネクサス・エレケミック社がパソコン関連需要の落ち込みや複数購買化・仕様変更等の影響により、いまだ営業損失の状況から脱しておらず、営業利益は前連結会計年度比93百万円 8.2%増の1,234百万円にとどまりました。

#### 建材事業

住宅ローン減税等の政府の住宅購入支援策の継続や消費税増税前の駆け込み需要等により住宅着工戸数が伸びたことを背景に、住宅建材を中心に堅調に推移したことにより、売上高が前連結会計年度比474百万円 15.7%増の3,494百万円となり、利益面でも、増収効果と徹底したコスト削減努力により営業利益が前連結会計年度比197百万円 21.7%増の1,110百万円となりました。



(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動によるキャッシュ・フローで2,442百万円増加、投資活動によるキャッシュ・フローで814百万円減少、財務活動によるキャッシュ・フローで314百万円減少し、この結果、換算差額による影響なども含めると、当連結会計年度末は、前連結会計年度末に比べ1,363百万円増加し、10,290百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金は、2,442百万円の増加(前連結会計年度は2,766百万円の資金の増加)となりました。この主な要因は、法人税等の支払額818百万円、仕入債務の減少額85百万円の減少があったものの、税金等調整前当期純利益が2,305百万円、棚卸資産の減少額324百万円、減価償却費787百万円等により資金が増加したことであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金は、814百万円の減少(前連結会計年度は1,903百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、定期預金の純増額300百万円、有形固定資産の取得による支出398百万円および、投資有価証券の取得による支出60百万円等があったことであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金は、314百万円の減少(前連結会計年度は274百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は配当金の支払額316百万円等があったことであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	10,290,831	7.2
建材事業	1,745,229	12.4
合計	12,036,061	8.0

- (注) 1 金額は製造原価で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	2,561,387	1.8
建材事業	195,355	24.3
合計	2,756,742	0.3

- (注) 1 金額は仕入価格で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	15,595,733	6.5
建材事業	3,494,737	15.7
合計	19,090,471	8.1

- (注) 1 セグメント間の内部取引はありません。  
2 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。  
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社グループは、景気は全体的には回復基調であるものの、消費税増税による消費減退懸念、海外経済の減速懸念、為替変動、円安に伴う原材料価格上昇、生産拠点の海外へのシフト等、不確実な要素が多い事業環境が続くことを前提に、薬品事業における海外子会社および福島第一・第二工場を生産品目追加・生産増強の主体とし、国内4工場に海外子会社を加えた「5工場」でのグローバルな観点からの最適・最大生産体制を構築するとともに、技術力の一層の向上に基づく安価原料・リサイクル原料の活用拡大をはじめとして、総てのコスト・経費の徹底した削減を図ることにより低コスト体質の更なる強化、収益の回復・確保・向上を進めてまいります。また現行薬品・建材事業の拡大強化を進めつつ、リチウムイオン電池用正極材や環境対応型表面処理用薬品、プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品をはじめとする当社独自技術に基づく新製品の開発促進や新規事業の開拓等、新たな価値の創出に取り組んでまいります。更に、東日本大震災およびこれに伴う東京電力福島原子力発電所事故並びにタイの大規模洪水における教訓等を踏まえ、引き続いて事業継続計画(BCP)を策定、実行する等、自然災害、事業環境の変動リスクに的確に対応し、より強靱な事業体質を構築してまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針

#### (1) 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収のリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当、高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様を買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

したがって、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和14年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、昭和21年2月設立した、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所を昭和23年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ今日に到っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよるい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気(換気)・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ・それに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいております。

当社の「経営の基本方針」は、薬品・建材両事業における先端技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上していくことにあります。

その実現のため、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を図り、新製品については、市場ニーズを的確に捉えた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、業績の維持・向上を引き続き図ることを考えております。

一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社および福島第二工場の生産品目追加、生産増強等を主力とした国内4工場に海外子会社を加えた「5工場」でのグローバルな生産・販売体制を構築するとともに、設備と要員の一段の効率化および安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築することを考えております。また、これらを背景として、新規需要が期待される環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材・プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品の開発・販売促進も当面の最重要課題であると考えております。

また、当社グループ全体として事業環境、自然災害等の変動リスクに的確に対応すべく、東日本大震災およびタイ洪水における教訓を踏まえた事業継続計画（BCP）を定着・実行し、一層強靱な事業体質・収益力を構築し、薬品および建材事業の販売および生産全てにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことによって「新たな価値」を創出し、これを顧客の皆様へ提供することを通して、業績の更なる回復とその後の持続的成長を確実なものとしたと考えております。当社は、この計画を達成することにより、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

コーポレート・ガバナンスに関する取組の詳細につきましては、「第4 6コーポレート・ガバナンスの状況」に記載しております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業企業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を組織し、同委員会において作成した「コンプライアンスマニュアル」を全役員及び従業員へ配布し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動し、この姿勢を継続することにより資本市場からの一層の評価が得られるよう努力していく所存であります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年5月24日開催の取締役会において、新株予約権と信託の仕組みを利用した信託型ライツ・プラン(以下「第三回信託型ライツ・プラン」といいます。)を設定することを決議し、同年6月28日開催の当社第87回定時株主総会にて、株主の皆様のご承認を頂きました。本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行する仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様とその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与える影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。当社は、三井住友信託銀行株式会社に対して、(a)大規模買付者グループに属する者による新株予約権の行使を認めない旨の条項及び(b)当社が大規模買付者グループに属する以外の者から新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項(取得条項)等を付した新株予約権を無償で発行いたします。本信託型ライツ・プランに係る新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の募集事項は以下のとおりです。

(本新株予約権募集事項)

- (1) 申込期日  
平成24年6月29日(金)
- (2) 割当日(会社法第238条第1項第4号に定義される。)  
平成24年6月29日(金)
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - 2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により対象株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
  - 3) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。  
$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映した上で、調整後対象株式数を算出するものとする。
  - 4) 上記3)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。  
資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。  
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とするとき。
- (4) 本新株予約権の総数  
25,000,000個
- (5) 各本新株予約権の払込価額  
無償とする。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円とする。
- (7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱銀行及び払込取扱場所  
三井住友信託銀行株式会社 本店  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- (8) 本新株予約権の行使期間  
平成24年7月1日(日)から平成27年6月30日(火)(ただし、平成27年6月30日(火)以前に権利発動事由(下記(9)1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間経過した日)までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

1) 下記 乃至 に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、

(ア) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認められた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記 に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、

又は、

(イ) 当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。)に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の公告を行ったことを示す公表(ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記 に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。)

以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループに属する者以外の者のみが、下記(14)及び(15)に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大量保有者グループ及び公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)には、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認められた者をいう。)及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認められた者(取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者が否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当する否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)所定の「保有者」)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)所定の「公開買付者」)を総称して「大規模買付者」という。

当社又は当社の子会社

当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者からかかる信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)

上記 から までに掲げる者のほか、当社取締役会がライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)

- 2) 上記1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。

当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること

当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること

当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること

上記 乃至 のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)を妨げる重大なおそれがあること

- 3) 上記2)のほか、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、(i)当該大規模買付け等が当社が発行者である普通株式全てを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、かつ、(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれが無いものである場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。
- 4) 上記2)及び3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- 5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記1) に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。
- 6) 新株予約権者が、上記1)から5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(10) 本新株予約権の取得事由及び条件

- 1) 当社は、権利発動事由発生時点以降上記(8)所定の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記(9)に従い本新株予約権を行使することができる者及び上記(9)4)により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する本新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。
- 2) 上記1)のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の 又は の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、本新株予約権の全部を無償で取得する。

権利発動事由が生じた場合であって、上記(9)2)又は3)に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合

当社取締役会が本新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合

上記 乃至 のほか、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

特別委員会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

当社の株主総会において、本新株予約権全部を無償で取得すべき旨が会社法第309条第1項所定の方法により決議された場合

(11) 取得の対価として交付される株式の種類及び数

- 1) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)及び4)により交付株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映した上で、調整後交付株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。  
資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき  
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付株式数の調整を必要とするとき

(12) 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時における本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の1)から5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該1)から5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に、下記 乃至 の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記 乃至 の各号の決定方針に沿う記載のある当該1)から5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。



- 1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約
  - 2) 吸収分割  
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約
  - 3) 新設分割  
新設分割により設立する株式会社：新設分割計画
  - 4) 株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約
  - 5) 株式移転  
株式移転により設立する株式会社：株式移転計画  
新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類  
存続株式会社等の普通株式  
新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数  
合併等の条件等を勘案の上、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。  
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
合併等の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。  
承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等  
上記(8)乃至(11)等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。  
取締役会による譲渡承認について  
新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、下記(16)乃至の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
- (13) 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
- (14) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所  
本新株予約権の行使は、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書(当該本新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、必要に応じて別途定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。
- (15) 本新株予約権行使請求の効力発生時期  
本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(14)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(16) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2、3)又は5の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書(下記 乃至 についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が提出されていること

譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと

譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと

譲受人が上記 及び に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと

(17) 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

(18) 割当先

三井住友信託銀行株式会社

(19) 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの強化等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、又、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記(3)の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記(3)の取組みは、上記(1)の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記(3)の取組みは、以下の 乃至 から、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは一般的に取締役会決議のみで導入されています。これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、新株予約権の発行に際し株主総会の特別決議を取得することを予定しております。

合理的な客観的解除要件の設定

前述のように、本新株予約権は、買収提案が当社の利益に資する場合には行使することができないように、客観的な条件が定められています。

本新株予約権の行使条件の充足の有無の判断等については、前述のとおり、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従ってこれを行い、当社取締役会は、かかる特別委員会の判断を最大限尊重して、当社としての最終決定を行うこととなります。

本新株予約権の無償取得可能性の確保(デッドハンド性の否定)

当社取締役会は、本新株予約権を行使することができない場合には、本新株予約権が行使可能になる時点を先送りする等しない限り、原則として当社が本新株予約権を無償にて取得することを決議しなければなりません。

これに加え、当社取締役会は、一定の場合には、いつでも当社が本新株予約権を取得することを決議することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、大規模買付者により選任された取締役によって構成される当社取締役会もこの権限を有するため、議決権行使を通じて株主の皆様意思表示が反映されることが確保されているといえます。

以上から、本信託型ライツ・プランにおける本新株予約権は、米国でかつて存在した、いわゆるデッドハンド・ピル、スローハンド・ピルなどといったライツ・プランと全く異なるものです。

ライツ・プラン運用ガイドラインの採択

当社取締役会は、本新株予約権が合理的に利用されるために、有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを、特別委員会の同意を得て当社取締役会において決議することとしております。

#### 独立社外者のみからなる特別委員会の設置

本信託型ライツ・プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会の判断の公正さを担保し、その恣意的な判断を排除するために、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。本信託型ライツ・プラン設定時の特別委員会は、社外監査役1名及び社外有識者2名のみにより構成され、今後も独立社外者のみから構成されるものとしています。特別委員会は、具体的には、株主の皆様に代わり、株主の皆様のために、情報の収集や買収提案の検討を行い、大規模買付者との交渉を指示し、本信託型ライツ・プランの発動、行使条件充足時期の先送り及び新株予約権の無償取得の是非等に関する決定を行い、当社取締役会に勧告する役割等を果たします。

#### 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者グループが出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の専門家)の助言を受けることができるとされています。

#### 有効期間を限定していること(サンセット条項)

新株予約権の行使期間は原則として平成27年6月30日(火)までの3年間とされており、かかる3年経過後において信託型ライツ・プランを設定する場合には、再度株主総会の特別決議を経ることが予定されています。

#### 当社取締役の任期(1年)の維持(期差任期型取締役会の不存在)

米国の多くの企業においては、取締役を三つのグループに分け、その任期をずらす期差任期型取締役会をライツ・プランと併用することにより、ライツ・プランに非常に高い防衛効果を付与しています。これに対し、当社は、当社取締役の任期を1年としており、期差任期型取締役会を有しておらず、当社は、本信託型ライツ・プランの設定後も、この状態を維持することとしております。

また、会社法第341条により、当社取締役は株主総会の過半数の決議で解任されることもできます。当社取締役会としては、株主の皆様が、毎年、株主総会における議決権の行使による当社取締役の選解任を通じ、本信託型ライツ・プランの是非についてご判断されることが適切であると考えております。

## 4 【事業等のリスク】

当社グループは工業薬品と住宅向けを中心とする建材製品の二つの事業分野に展開しており、特定分野への過度の集中は極力排しています。更に、当社グループの主力事業である工業薬品の分野においては、エレクトロニクス、自動車・船舶、石油化学、塗料・インキ、セラミック・ガラス、ゴム・プラスチック、エネルギー等、多方面に、多品種少量で供給しており、それぞれの分野の景気変動リスクは分散される構造となっております。このような中で、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のある事業リスクは以下のようなものがあります。

薬品事業の非鉄金属・石油関連の原料など、建材事業の鉄・ステンレス・アルミ等の材料は、世界的需給関係や投機資金の動きなどにより急騰、急落することがあり、それによるコストの上昇が売価に転嫁できないリスク、相場下落の影響を売価が先行して受けるリスクがあります。

また、非鉄金属原料は、生産国が偏っており、政治的、経済的または自然災害トラブルにより供給面で障害が生ずるリスクがあります。

当社グループが製造・販売する工業薬品は、メーカーに納入する中間材が主体ですが、納入メーカーの事業戦略変更等が発生した場合、先方の都合により当該製品の納入中止等のリスクがあります。

当社グループが展開する事業分野で、当社グループ製品が引き続いて優位性を発揮する為には、絶えず新製品・新技術の開発が必要であります。投資に対する効果面で、必ずしも目標とした成果が得られないリスクがあります。

当社グループの海外における生産・販売の拠点構築は、需要動向を勘案し、計画的、段階的に拡充しておりますが、進出先の法規制変更、テロ、戦争の勃発等、予期し得ない出来事により、現地での生産・販売が障害され、業績、財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。

当社グループが製造、販売する工業薬品および使用する原料の一部に、法令で定める劇毒物・危険物薬品があります。その管理については、法令を遵守するとともに内部統制の観点からも、万全を期しておりますが、使用、保管、輸送途上での不測の事態によって発火、盗難、散逸等が発生した場合、火災の発生、環境汚染を招いたり、人体に危害が加わる可能性があります。ひいては損害賠償を求められるリスクがあります。

当社はISO9001をはじめ製品の品質規格については、関連法規の遵守、ユーザーとの契約基準遵守等、管理、開発、生産、販売には万全を期しておりますが、不測の品質トラブルが発生し、当社製品や当社グループ製品全体の評価を低下させ、ひいては当社グループの経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、東日本大震災と福島原発事故、タイの大規模洪水等により被災したことを受けて、事業継続計画(BCP)を策定し、計画を実行に移しつつありますが、事業継続計画での想定を越える災害が発生した場合、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等はありません。

## 6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、従前通り、顧客に信頼され、満足していただける製品開発に加え、薬品事業は、近年強く求められております地球環境に配慮した製品及び需要の伸びが期待できる二次電池をはじめとするIT関連の製品の開発に、建材事業は、住宅関連を中心に安全で利便性の良い製品の開発に鋭意取り組んでまいりました。研究開発体制は、引き続いて市場ニーズへの対応を試作開発チーム等で、中長期のテーマを専門分野別チームでそれぞれ分担し、厳しい事業環境の中、早期の販売実績化を最優先課題として推進いたしました。セグメント別の研究開発活動は次の通りでありました。

### (薬品事業)

化成品を中心とした市場ニーズへの取り組みでは引き続き金属石鹼や樹脂用硬化触媒を環境対応型に改良すると共に新たなプロセス導入によって新規分野への進出を目指した取り組みを推進中で、特に海外市場でも市場拡大が続く合成ゴム分野では、スチレンブタジエンゴムやブタジエンゴム、エラストマー用各種重合触媒の商品化を進めて新規顧客開拓を推進中です。また、クロム塩市場では新規用途向けに新規化合物を付加する事に加えて既存品の品質面をリニューアルする事で販売機会の増大を目指しております。

リチウムイオン二次電池用正極材は海外電池メーカーのシェアの伸びが大きく、国内電池メーカーは競争力を保持する為の高性能化や低コスト化を推進しており、特定電池メーカーとは新シリーズの採用に向けて高性能化を推進して本格採用を実現しましたが、国内市場が収縮する中で新たな販売先確保の為の開発にも着手しており、早期の上市を目指しております。また、次世代の酸化物系正極材料開発は産業総合研究所や大学との共同研究を中心に進めております。

表面処理では環境対応型表面処理プロセスを求める市場ニーズに応じてホウ素フリースルファミン酸ニッケルめっき液やニッケルフリーアルマイト封孔剤を上市、国内外ユーザーの使用環境に適合させた改良提案に加えて機能性を訴求して新規顧客開拓を推進中です。また、ノーシアン銅めっき液、ノーシアン銅-錫合金めっき液も量産ライン導入を目指した特定ユーザーとの共同開発が進捗しております。エッチング液分野では各種多層基板の金属選択エッチング技術を応用して積層前処理用の銅表面粗化剤や銅梨地処理剤を開発、新規顧客開拓を推進中です。めっき液やエッチング液を適切に管理する分析・管理装置の適用範囲の拡大と商品化では、特に新製品の上市に伴う新規分析・管理装置の開発を進めてユーザーのめっき液管理の簡略化に貢献できる事を引き続き目指しております。

無電解ニッケルめっきプロセスでも環境対応や黒色の光沢と低光沢タイプの完成度を向上させて新規顧客開拓を進めております。新たな機能性用途に向けた取り組みではめっきで熱電素子の電極を形成する事で素子の高性能化が図れる事が確認されて排熱発電コンソーシアムに参加して実用化の共同研究を進捗させております。また、海外子会社は産業構造変化に伴う事業構造転換が急務の課題であり、ここでの技術支援体制強化を進捗させました。

### (建材事業)

主力製品である「防火通気見切り縁BMシリーズ」は、引き続き拡販に向けた仕様・性能検証を迅速に進め、新規顧客開拓に繋がりました。また、軒天井板メーカーの新しい材料と当社BMシリーズとを組み合わせ、国土交通大臣認定を取得するために、諸施策を推進しております。更にBMシリーズは、新たな形状の製品や、都市部に多い軒の出が少ない建物に対応する新製品の開発を進め、意匠・施工検証、防水性能検証と国土交通大臣認定を取得するための防火性能確認を行っており、既に国土交通大臣認定を取得した製品があります。その他にも住宅関連の新製品開発を進めており、間仕切りパネル構造体の施工性や新たな機能を設けた関連製品の開発や、エクステリア関連製品では、デザインと機能性を追求した外構用笠木の開発を完了し、出荷を開始しております。また、住宅関連に限らないオリジナル新製品の開発を進めております。一方、制御盤用熱交換器「クールフィン」に関しましては、工作機械メーカーや産業用ロボットメーカー向けに、省エネルギー対応の強化、欧米の規格に対応する製品群の充実を図り、かつ、コストダウンのため設計改良、製作方法の改善を進めております。これら研究開発活動では設計ツールとして3次元CADおよびシミュレーションソフトを活用しております。また、3Dプリンターを導入し、試作・性能検証等の効率化及び設計技術・提案力の強化を推進しております。

なお、当連結会計年度の研究開発費は、上記の各チームの活動費を含め385百万円(薬品事業312百万円、建材事業73百万円)であります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

### (1) 経営成績の分析

当連結会計年度におけるわが国経済は、一昨年の政権交代後の金融政策による株価回復、円安傾向継続もあり、景気回復の兆しが見られましたが、生産拠点の海外シフト加速により輸出が伸び悩んだことに加え、円安に伴う輸入物価上昇、海外経済の景気減速懸念も払拭されておらず、依然として本格的な実体経済の回復までには至っていない状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、新製品や新規用途開発品を中心とした販売・生産数量の確保・拡大、新規ユーザー開拓への尽力、タイ海外子会社における新製品の安定生産・販路拡大を目指すとともに、価格競争力を増すための全社挙げての低コスト体質強化に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は、前連結会計年度比1,422百万円 8.1%増の19,090百万円となりました。

営業利益は、建材事業が好調に推移したこともあり、前連結会計年度比304百万円 18.8%増の1,924百万円となりました。

経常利益は、営業外損益に大きな変動はありませんが、営業利益の増加により前連結会計年度比283百万円 15.9%増の2,061百万円となりました。

しかしながら税金等調整前当期純利益については、前連結会計年度に東京電力福島原子力発電所事故に伴う損害補償金480百万円およびタイ海外子会社の大規模洪水被災に伴う受取保険金127百万円等を特別利益に計上しましたが、当連結会計年度においては福島工場生産品売上が回復したことにより損害補償金が252百万円と減少したため、前連結会計年度比16百万円 0.7%減の2,305百万円になりました。

以上の結果、当期純利益は59百万円 4.0%減の1,434百万円となり、一株当たりの当期純利益は72円13銭(前連結会計年度75円38銭)、自己資本当期純利益率は5.5%(前連結会計年度6.1%)となりました。

### (2) 財政状態の分析

当社グループは、円滑な事業活動の為の資金確保に努めるとともに、適切な流動性の維持を図り、健全なバランスシートの維持を目的に財務活動を進めています。

当連結会計年度末の総資産は32,236百万円(前連結会計年度比1,800百万円 5.9%増)、流動資産は20,651百万円(同918百万円 4.7%増)、固定資産は11,584百万円(同881百万円 8.2%増)となりました。

流動資産は、棚卸資産は減少したものの現金及び預金が増加したことによるものです。固定資産は、投資その他の資産において期末の株価回復による投資有価証券が増加したことによるものです。

当連結会計年度末の負債合計は5,214百万円(同131百万円 2.6%増)となりました。これは、期末の株価回復によるその他投資有価証券評価差額金の増加に伴い、繰延税金負債が増加したことが主な要因です。

当連結会計年度末の純資産は27,021百万円(同1,668百万円 6.6%増)となりました。これは、利益剰余金が増加したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の83.3%から83.8%に上昇しました。また一株当たりの純資産額は、前連結会計年度末の1,276円62銭から当連結会計年度末は1,356円77銭になりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社グループ(当社及び連結子会社)の設備投資については、今後の景気見通し、業界の動向、投資効率等を総合的に勘案して実施しております。

当連結会計年度の設備投資は総額437百万円であり、その主なものとしては、薬品事業部門では、生産能力増強を主体として369百万円を実施いたしました。建材事業部門では、生産設備更新及び技術開発力強化を主体として66百万円を実施いたしました。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却または売却はありません。

## 2 【主要な設備の状況】

## (1) 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計		
埼玉工場 (埼玉県草加市)	薬品事業	無機薬品、有機 薬品・その他製 造設備	318,371	661,310	63,864 (44,192.06)	19,911	1,063,457	131	
青柳工場 (埼玉県草加市)	建材事業	住宅建材・その 他建材製造及び 販売設備	67,840	47,026	52,327 (17,662.75)	37,064	204,259	47	
福島第一工場 (福島県双葉郡 広野町)	薬品事業	無機薬品製造 設備	184,586	342,858	123,712 (29,434.33)	14,165	665,322	22	
福島第二工場 (福島県双葉郡 楢葉町)	薬品事業	無機薬品製造 設備	156,972	26,040	155,469 (24,013.19)	105	338,587		
大利根工場 (埼玉県加須市)	薬品事業	無機薬品、有機 薬品製造設備	132,476	109,914	620,110 (13,335.72)	7,556	870,058	21	
本社・ 営業設備	本社 (東京都台東区)	薬品事業	本社管理業務及 び東日本地区販 売設備	13,644	973	46,380 (354.57)	1,490	62,489	50
	大阪支店 (大阪市中央区)	薬品事業 建材事業	関西以西地区 販売設備	10,629		162,729 (602.63)	1,474	174,833	16
	名古屋支店 (名古屋市中区)	薬品事業 建材事業	中京・東海地区 販売設備	2,448	87	7,182 (162.79)	271	9,989	8
研究設備	総合研究所 (埼玉県草加市)	薬品事業	調査・研究・ 開発設備	25,666	2,352		21,781	49,800	30
厚生設備	越谷宅宅 (埼玉県越谷市)		社員住宅施設 (一部賃貸して おります)	112,692		288,070 (1,946.00)		400,763	
	松原独身寮 (埼玉県草加市)	薬品事業	社員住宅施設	5,955		3,757 (115.34)	90	9,803	
	青柳独身寮 (埼玉県草加市)	薬品事業	社員住宅施設	25,481		108,613 (1,130.31)	64	134,159	
	新田寮 (埼玉県草加市)	薬品事業	社員住宅施設	81,692		87,115 (968.59)		168,807	

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2 帳簿価額の内「その他」は、工具器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。  
3 リース契約等により使用する主要な賃借設備はありません。

## (2) 在外子会社

平成25年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ネクサス・ エレケミック CO.,LTD.	(タイ国アユタヤ県)	薬品事業	めっき加工 設備	158,078	274,004	49,420 (10,444)	44,690	526,193	262
サイアム・ エヌケーエ SCO.,LTD.	(タイ国アユタヤ県)	薬品事業	工業薬品 製 造設備	195,663	482,279	152,039 (26,224)	27,468	857,451	34

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。  
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3 帳簿価額の内「その他」は、工具器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。  
4 リース契約等により使用する主要な賃借設備はありません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,680,000	20,680,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は 1,000株であります。
計	20,680,000	20,680,000		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

株主総会の特別決議日(平成24年6月28日)

信託型ライツ・プラン導入のための新株予約権の発行

当社は会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社の企業価値を毀損し、株主の利益に反する買収に対する防衛策として、新株予約権と信託の仕組みを利用した第三回信託型ライツ・プランを設定することを平成24年6月28日開催の定時株主総会にて可決しました。

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
決議年月日	平成24年6月28日	同左
付与対象者	(注)1	同左
新株予約権の数	25,000,000個	同左
新株予約権のうち自己新 株予約権の数		
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>(1) 新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記(2)又は(3)により対象株式数(下記(2)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>(2) 各新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。</p> <p>(3) 上記(2)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>資本金の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とするとき。</p>	
新株予約権の行使時の払込金額	<p>(1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。</p> <p>(2) 行使価額は1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日(日)から平成27年6月30日(火)(ただし、平成27年6月30日(火)以前に権利発動事由(下記「新株予約権の行使の条件」欄の(1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間経過した日)までとする。ただし、新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額	各新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 下記 乃至 に記載される者を除く一又は複数の者が、新株予約権の割当日の前後を問わず、 (ア) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合((i)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)又は(ii)当社が発行者である株券等(同法第27条の23第1項に定義される。)の公開買付けに係る公開買付者(後に定義される。)及び特別関係者(後に定義される。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。)の合計をいう。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定される。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定される。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとする。以下同じ。)を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
	<p>される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認められた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記 に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、</p> <p>又は、</p> <p>(イ) 当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。)に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
	<p>%を超える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の公告を行ったことを示す公表(ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点それぞれ「権利発動事由発生時点」という。)</p> <p>以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループに属する者以外の者のみが、下記6及び7に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大量保有者グループ及び公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)には、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。)及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者(取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者か否かの認定は、新たな</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
	<p>出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)も含まれるものとする。</p> <p>また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)所定の「保有者」)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)所定の「公開買付者」)を総称して「大規模買付者」という。</p> <p>当社又は当社の子会社                  当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者                  当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)</p> <p>当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者からかかる信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)</p> <p>上記 から までに掲げる者のほか、当社取締役会がライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下</p>	<p>同左</p>

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
	<p>「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。</p> <p>当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること</p> <p>当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと</p> <p>当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること</p> <p>当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること</p> <p>上記乃至のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)を妨げる重大なおそれがあること</p> <p>(3) 上記(2)のほか、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、(i)当該大規模買付け等が当社が発行者である普通株式全てを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み</p>	<p>同左</p>

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
	<p>当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、かつ、(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものである場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。</p> <p>(4) 上記(2)及び(3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記(1)に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。</p> <p>(6) 新株予約権者が、上記(1)から(5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。</p>	同左



	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。</p> <p>当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名又は記名捺印した確認書(下記 乃至 についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が提出されていること</p> <p>譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと</p> <p>譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないこと</p> <p>譲受人が上記 及び に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと</p>	同左
取得条項に関する事項	(注) 2	同左
信託の設定の状況	(注) 3	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 当社は、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定しました。権利発動事由が発生するまでは、同信託銀行が同信託契約に基づき新株予約権を管理し、権利発動事由が発生した場合は、その後の一定の手續に従い最初に特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式所有者としての当社を除く。)が新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定されます。

2 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社は、権利発動事由発生時点以降上記「新株予約権の行使期間」欄の新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記「新株予約権の行使の条件」欄に従い新株予約権を行使することができる者及び上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。

(2) 上記のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の 又は の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、新株予約権の全部を無償で取得する。

権利発動事由が生じた場合であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)又は(3)に従い新株予約権の全部が行使することができないとき

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合  
当社取締役会が新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合

上記 乃至 のほか、当社取締役会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

特別委員会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合  
当社の株主総会において、新株予約権全部を無償で取得すべき旨が会社法第309条第1項所定の方法により決議された場合

- 3 当社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定しております。
- 4 取得の対価として交付される株式の種類及び数
- (1) 上記(注)2に従った新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は当社普通株式とする。
- (2) 上記(注)2に従った新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記(3)及び(4)により交付株式数(下記(3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- (3) 各新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。
- 調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映したうえで、調整後交付株式数を算出するものとする。
- (4) 上記(3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。
- 資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付株式数の調整を必要とするとき
- 5 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時における新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項
- 当社が次の(1)から(5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない新株予約権に代わる新株予約権を、当該(1)から(5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に、下記乃至の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記乃至の各号の決定方針に沿った記載のある当該(1)から(5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- (1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)
- 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約
- (2) 吸収分割
- 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約
- (3) 新設分割
- 新設分割により設立する株式会社：新設分割計画
- (4) 株式交換
- 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約
- (5) 株式移転
- 株式移転により設立する株式会社：株式移転計画
- 新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類
- 存続株式会社等の普通株式
- 新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数
- 合併等の条件等を勘案のうえ、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
- 合併等の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- 承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等
- 上記「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使の条件」及び(注)2、4等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。
- 取締役会による譲渡承認について
- 新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、上記「新株予約権の譲渡に関する事項」欄の乃至の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

6 新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

新株予約権の行使は、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに当社所定の新株予約権行使請求書(当該新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別途定める新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の新株予約権がある場合には、当社は、当該新株予約権者の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

7 新株予約権行使請求の効力発生時期

新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(注)6の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

8 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

9 法令の改正等による修正

法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、「新株予約権等の状況」欄(注記部分を含む。)に記載の各条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、これらの各条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
昭和56年4月1日	1,880	20,680	94,000	1,034,000	94,000	337,867

(注) 無償株主割当による資本準備金の資本組入によるものであります。

## (6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		17	14	104	38	1	1,306	1,480	
所有株式数(単元)		5,660	206	3,560	1,465	0	9,691	20,582	98,000
所有株式数の割合(%)		27.50	1.00	17.30	7.12	0.00	47.08	100.00	

- (注) 1 自己株式は、「個人その他」に699単元、「単元未満株式の状況」に844株含まれております。  
 2 従業員持株会連携型ESOP導入のために設定した信託が所有する当社株式64,000株は、「金融機関」に64単元含めて記載しております。なお、当該株式は連結財務諸表及び財務諸表上、自己株式として処理しております。

## (7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日化産取引先グループ持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	2,224	10.75
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	1,000	4.84
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	970	4.69
にっかさん従業員持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	893	4.32
株式会社東京都民銀行	東京都港区六本木2丁目3番11号	660	3.19
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	627	3.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	515	2.49
日本パーカライジング株式会社	東京都中央区日本橋1丁目15番1号	490	2.37
株式会社近畿大阪銀行	大阪府大阪市中央区城見1丁目4番27号	404	1.95
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	400	1.93
計		8,183	39.57

- (注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2 上記のほか、当社が所有している自己株式699千株(3.38%)があります。

## (8) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式763,000	64	
完全議決権株式(その他)	普通株式19,819,000	19,819	
単元未満株式	普通株式98,000		1単元(千株)未満の株式
発行済株式総数	20,680,000		
総株主の議決権		19,883	

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」所有の株式64,000株を含めて表示しております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式844株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本化学産業株式会社	東京都台東区下谷 2丁目20番5号	763,000		763,000	3.69
計		763,000		763,000	3.69

(注) 当社の保有の自己株式数には、「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式数64,000株が含まれております。

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## (10) 【従業員株式所有制度の内容】

## 1 従業員株式所有制度の概要

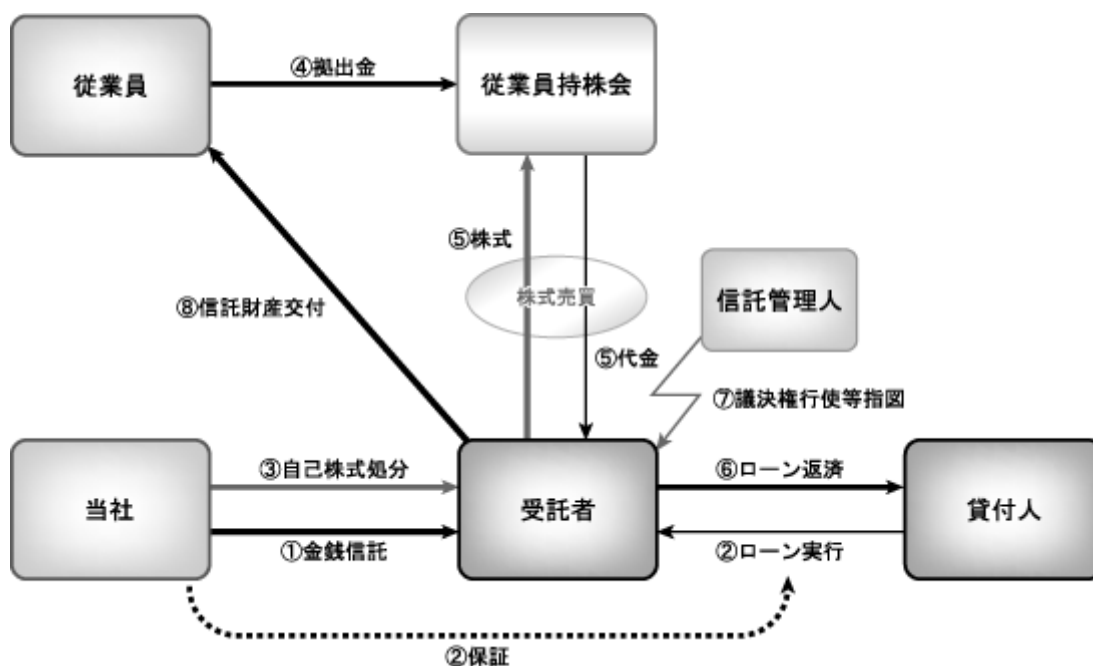
当社は、従業員の企業意思形成への参画意識を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当社の企業価値の向上を目指すべく、当社の従業員持株会との連携による従業員株式所有制度である「従業員持株会連携型ESOP」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度において、当社と、当社から独立した第三者である信託管理人(有限会社東京共同会計事務所)及び株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)の間において締結する金銭信託契約に基づき、当社株式の保有及び処分を行う信託(以下「本信託」といいます。)を設定のうえ、本信託の受託者(以下「受託者」といいます。)であり割り予定先である株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)が、(i)借入れにより調達した資金をもって当社が処分する自己株式である株式を取得したうえ、当社の従業員持株会である「にっかさん従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)による当社株式の継続的かつ安定的な買付けに資するために、本信託の信託財産に属する当社株式を売り付けること、(ii)本信託の信託財産に属する当社株式につき、当社持株会の会員(以下「会員」といいます。)の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと、並びに、(iii)本信託の信託財産に属する当社株式の売却によって当該借入れ返済後に余剰が生じる場合、金銭を会員に交付すること等を実施します。なお、当社は、受託者による借入れについて保証しますので、万一本信託の終了時までには当社株式の売却による当該借入れの返済に不足が生じる場合等には保証履行を行うこととなります。よって当社株価の下落により、信託終了時点において信託財産内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合には、保証契約に基づいて、当社が保証人として当該残債を一括弁済(保証履行)することとなりますが、従業員への負担は一切ありません。

(金銭信託契約の概要)

委託者 当社  
 受託者 株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)  
 受益者 当社持株会の会員又は会員であった者のうち所定の要件を充足する者  
 信託契約日 平成23年2月10日  
 信託期間 平成23年2月10日から平成28年3月31日まで

なお、本制度の仕組みは、以下のとおりであります。



当社は、当社持株会の会員又は会員であった者のうち所定の要件を充足する者(以下「適格会員」といいます。)を受益者として、上記信託契約に基づき、受託者に対し、金銭を信託します。なお、当該金銭は、本信託の運営費用に充当されます。

受託者は、貸付人から借入れを受けます。なお、当該借入れに際し、当社は、貸付人に対して保証を提供し、その対価として受託者から保証料を受け取ります。なお、株価の下落により本信託の終了時までには受託者の借入れが完済されず、本信託が負担する借入債務が残る場合には、保証契約に基づき当社が保証履行し、貸付人に対して一括して弁済します。

当社は、受託者に対し、当社保有の自己株式を処分します。

当社持株会の会員は、給与及び奨励金(福利厚生費)をもって、当社持株会に対し株式購入資金を拠出します。

受託者は、本信託の信託財産に属する当社株式を時価で売り付け、また、当社持株会は、会員からの拠出金及び当社株式に係る配当金をもって、当社株式を時価で買い付けます。

受託者は、当社株式の売却代金及び当社株式に係る配当金をもって、貸付人に対する借入れの返済を行います。

受託者は、当社から独立した第三者である信託管理人(有限会社東京共同会計事務所)の指図により、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権につき当社持株会における議決権行使結果を比例的に反映する内容において行使します。

本信託は、信託期間満了日のほか、信託財産内の当社株式が全て売却された場合など、定められた終了事由が発生した場合に終了します。受託者は、適格会員に対し、信託終了時において残存する信託財産を交付します。その際、当社は、受託者から、本信託の運営費用に充当されなかった金銭の交付を受けます。



2 従業員持株会に取得させる株式の総数

287,000 株

3 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本信託契約で受益者となり得る者は、信託の終了時において当社持株会の会員であった者又は信託期間中に定年退職、転籍又は役員への昇格等会社都合によって当社持株会を退会した者とします。受託者たる株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)は、書類確認等の一定の手続を経て受益者を確定します。但し、受益者確定手続において受益者として確定することができなかつた者は、この限りではありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	1,619	1,143
当期間における取得自己株式	100	68

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (従業員持株会への処分)	58,000	23,184	4,000	1,600
保有自己株式数	763,844		759,944	

(注) 1 当期間におけるその他及び保有自己株式数には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

2 保有自己株式数には、「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式数が当事業年度に64,000株、当期間に60,000株含まれております。

### 3 【配当政策】

当社の利益配分につきましては、長期的観点からの事業収益の拡大と企業体質の強化による成果に応じ株主の皆様  
 に長期且つ安定してお報いするという基本方針のもと、将来の積極的な事業展開と事業環境の急激な変化に備えた経  
 営基盤の強化に必要な内部留保をも勘案のうえ配当を決定することとしております。これらの剰余金の配当の決定機  
 関は取締役会であり、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。

当期の剰余金の配当につきましては、建材事業は堅調に推移したものの、主力の薬品事業の業績はまだまだ本格的な  
 回復には至ってはおりませんが、前述の基本方針等を総合的に勘案し、取締役会決議により中間1株につき8円、期  
 末配当は1株につき8円他に、当社の前身である柳澤有機化学工業所の昭和14年の創業から満75年にあたることを  
 記念して、記念配当1株につき1円の計9円（中間配当を含めると年17円で前期比1円増）とさせていただきます  
 た。

(注) 1 期末配当金は「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(中間94,000  
 株、期末64,000株)に対する配当金(中間752,000円、期末576,000円)を含んでおります。

(注) 2 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成25年11月8日 取締役会決議	159,851	8.00
平成26年5月9日 取締役会決議	179,821	9.00

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第85期	第86期	第87期	第88期	第89期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	700	850	710	628	840
最低(円)	430	530	465	465	575

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	711	730	742	840	793	747
最低(円)	652	674	683	765	733	715

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		柳 澤 英 二	昭和24年11月5日生	昭和48年4月 新日本製鐵(株)入社 昭和58年7月 新日本製鐵(株)標準建築事業部掛長 昭和62年4月 当社入社 昭和63年4月 当社建材本部長 平成元年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役 平成8年4月 当社建材本部長兼社長室長 平成11年6月 当社代表取締役専務 平成15年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成15年7月 ネクス・エレミックCO.,LTD. 代表取締役会長(現任) サイアム・エヌケーエスCO.,LTD. 代表取締役会長(現任)	注3	236
常務取締役	総務部門 担当	久 能 忠 生	昭和19年8月8日生	昭和49年2月 当社入社 平成元年4月 当社建材本部業務課課長 平成12年10月 当社総務部部長補佐 平成13年4月 当社総務部長 平成17年6月 当社取締役 平成22年4月 当社取締役 総務部門担当(現任) 平成24年6月 当社常務取締役(現任)	注3	44
取締役	薬品生産 本部長	小 林 憲 男	昭和26年5月3日生	昭和45年3月 当社入社 平成6年4月 当社薬品生産本部技術部検査課課長 平成10年4月 当社薬品生産本部品質保証室長 平成13年7月 当社薬品生産本部埼玉工場生産部長 平成15年4月 当社薬品生産本部長(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任)	注3	32
取締役	建材本部長	桜 井 俊 二	昭和24年7月2日生	昭和49年4月 (株)三井銀行入社 平成10年4月 (株)さくら銀行千住支店長 平成12年4月 (株)さくら銀行国際企業ディビジョンカンパニー海外拠点統括部詰(インドネシアさくら銀行社長) 平成13年4月 (株)三井住友銀行監査部副部長 平成14年12月 (株)三井住友銀行業務監査部副部長 平成16年4月 (株)三井住友銀行本店上席調査役 平成16年6月 当社常勤監査役 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成19年6月 当社社長室長 平成23年10月 当社社長室・建材本部担当 平成24年6月 当社建材本部長(現任)	注3	6
取締役	薬品営業 本部長 兼 海外本部 担当	丁 子 幹 雄	昭和22年5月19日生	昭和45年3月 当社入社 平成4年4月 当社薬品営業本部東京営業部表面処理営業課課長 平成8年4月 当社薬品営業本部東京営業部高崎出張所長 平成11年4月 当社薬品営業本部名古屋支店長 平成14年4月 当社薬品営業本部東京営業部長 平成18年6月 当社薬品営業副部長 兼 東京営業部長 平成19年5月 当社薬品営業本部長 兼 東京営業部長 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成20年4月 当社薬品営業本部長 平成21年6月 当社薬品営業本部長兼海外本部長 平成25年4月 当社薬品営業本部長兼海外本部担当(現任)	注3	18

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	総合研究所長	鹿島 肇	昭和27年8月28日生	昭和48年4月 平成6年4月 平成17年7月 平成22年4月 平成24年6月	当社入社 当社総合研究所主任研究員 当社総合研究所長補佐 当社総合研究所長(現任) 当社取締役(現任)	注3	9
取締役	社長室長	野瀬 賢造	昭和32年1月8日生	昭和54年4月 平成6年11月 平成16年7月 平成18年7月 平成22年4月 平成23年4月 平成23年10月 平成24年6月	新日本製鐵(株)入社 新日本製鐵(株)大阪支店建築営業室長 新日本製鐵(株)総合・システム建築部部長 新日鉄エンジニアリング(株)財務部長 新日鉄エンジニアリング(株)調達企画部長 当社顧問 当社社長室長(現任) 当社取締役(現任)	注3	2
取締役		井上 幸夫	昭和29年7月30日生	昭和52年4月 平成18年6月 平成21年8月 平成26年2月 平成26年6月	富士写真フイルム(株)入社 富士写真フイルム(株)総務部長 富士フイルムビジネスエキスパート(株)取締役 (有)オフィスアーク代表取締役(現職) 当社取締役(現任)	注3	1
常勤監査役		田中 龍一	昭和27年8月5日生	昭和50年4月 平成8年10月 平成12年4月 平成15年2月 平成15年6月 平成19年6月	三井信託銀行(株)入社 三井信託銀行(株)証券代行部次長 中央三井信託銀行(株)証券代行部次長 中央三井証券代行ビジネス(株)業務統括部長 中央三井証券代行ビジネス(株)取締役 当社常勤監査役(現任)	注4	3
監査役		佐藤 榮太郎	昭和13年6月24日生	昭和43年2月 昭和47年9月 平成14年7月 平成20年6月	税理士登録 公認会計士登録 日本公認会計士協会東京会葛飾分会会長 当社監査役(現任)	注4	9
監査役		花木 正義	昭和23年9月5日生	昭和45年12月 昭和46年4月 昭和50年7月 平成8年7月 平成14年7月 平成18年7月 平成19年7月 平成20年7月 平成20年8月 平成24年6月	税理士試験合格 名古屋国税局 入局 国税庁勤務 税務大学校教授 荏原税務署長(品川) 大阪国税局調査第一部長 東京国税局調査第二部長 東京国税局調査第二部長退任 税理士登録 当社監査役(現任)	注4	
監査役		白田 正博	昭和23年9月1日生	昭和47年4月 平成8年10月 平成18年6月 平成20年6月 平成24年6月	当社入社 当社建材本部建材生産部住宅建材製造課課長 当社建材本部建材生産部長 当社建材本部長 当社監査役(現任)	注4	26
計							386

- (注) 1 取締役井上幸夫は、社外取締役であります。  
2 常勤監査役田中龍一、監査役佐藤榮太郎及び花木正義の3氏は、社外監査役であります。  
3 平成26年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社は『企業は公器』との理念に基づき、法と社会倫理を遵守するとともに、透明性、信頼性の高い企業運営を推進し、『成長』の達成によって企業価値を高め、以て社会に貢献するという経営の基本方針を実現するために、経営上の組織体制や運営方法を整備し、必要な施策を実施して行くことによりコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを、経営上の重要課題として位置づけております。

#### イ 企業統治の体制の概要

当社は、従来より少数の取締役(平成26年6月30日現在で8名、うち社外取締役は1名)全員が、原則として月1回開催される取締役会および常務会に出席し、管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役等から報告される全社にわたるキメ細かな情報をベースに、十分な議論を尽くした上での、適切かつ迅速な意思決定を行っており、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化に最大限の努力を図っております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役4名は監査制度の強化を図るため、常勤監査役は取締役会および常務会に、他の各監査役は取締役会に原則として毎回出席しており、取締役の業務執行を監視しております。

(現状の体制を採用している理由)

当社は会社規模の観点から経営執行と業務監督を分離させることが、必ずしも効率的ではないと判断し、執行役員制度を採用せず、取締役全員が、監督機能・執行機能の両面に責任を負う運営体制をとっております。なお、当社は平成26年6月27日に開催された第89回定時株主総会において、経営に対する機動的な意思決定及び業務執行に十分な監督機能を果たすことを期待し、独立性のある社外取締役1名を選任しております。また当社は経験と見識および専門的な知識を有し、尚且つ、独立した立場から客観的・中立的監査を行える社外監査役3名を含む4名で構成される監査役制度を採用しております。以上、独立性の高い社外取締役1名及び社外監査役3名を選任することにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する体制を採用しております。

#### ロ 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、従前より組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁規程、内部監査規程等、内部統制制度構築のための組織・諸規定の整備を推進して参りました。更に、会社法に従い、平成18年5月9日開催の取締役会で決議しました内部統制システム構築の基本方針に基づき、下記の整備を進めております。

・取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、体制整備を目的としコンプライアンス綱領としての「日本化学産業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため「コンプライアンス委員会規程」を策定しております。コンプライアンス委員会規程に基づき、委員会を組織し、委員会において「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役員、従業員へ配布、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。

更に「内部通報処理規程」を策定、実施し、従業員等からの法令及び定款違反等の通報や相談が出来る体制を構築しております。

・取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」を策定し、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報を包括的に管理しております。

なお、文書管理規程では、文書には電子媒体に記録されたものも含むとしましたが、コンピュータによる電子情報の重要性が増すなか、これへの対応として経営情報システムの企画、開発、改善、運用および保全について定めた「情報システム業務管理規定」を策定しておりますが、当連結会計年度において、内部統制強化の観点から一部改訂いたしました。

また、会社が発行、受理する文書に押印することにより会社の権利、義務が発生する印章に関わる規程として「印章管理規程」を策定し、印章の作製、登録、交付、改廃、使用および保管についてルール化しております。

・損失の危険の管理に関する規定その他の体制については、「リスク管理規程」を策定し、経営危機等リスクに対し、管理責任者を任命し、有事の際の対応体制・方法等の整備を実施しております。

- ・ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制および金融商品取引法で求められている財務報告の信頼性確保の体制整備については、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定するとともに、プロジェクトチームを編成し、財務報告の内部統制に係る重要な業務の文書化および諸規程の整備等内部統制システムの一層の強化・改善に努めております。当連結会計年度においては、経理規程、決算規程の見直しを図るとともに、経理規程、決算規程に基づき、実地棚卸要領、固定資産棚卸要領、連結決算実施要領等の実施要領を策定しました。さらに内部監査部門により内部統制の整備・運用状況を適法性及び効率性の観点から検討のうえ評価し、これに基づいてプロジェクトチームより改善を重視した是正勧告およびこれを取締役会、監査役に報告するとともに当該部門では正作業を実施し、内部統制の整備状況の把握および改善に努めております。
- ・ 当社の企業集団における内部統制の体制整備については、当社と連結対象子会社との業務の適正性を確保するために「関係会社管理規程」を策定するとともに、連結対象子会社における内部統制システム構築の作業を行っております。

#### 八 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役、会計監査人とそれぞれ業務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるように会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。

##### 内部監査及び監査役監査

内部監査部門である社長室(5名)は、財務および会計に関する実務経験が豊富な内部監査人より構成されており、リスクマネジメント、定款、諸規程の遵守等、内部監査規程に基づく監査を実施しており、その結果について、取締役及び監査役に報告いたしております。

##### 社外取締役及び社外監査役

当社と当社の社外取締役(1名)及び社外監査役(3名)の間には、現在、特別な人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は設けておりませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

## 役員の報酬等

## イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	82,065	62,228	19,837		7
監査役 (社外監査役を除く。)	3,832	3,372	460		1
社外役員	22,578	19,875	2,703		3

## ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

## ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

重要なものはありません。

## ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、役位、就任年数等を基に、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

当社定款における定め概要

- ・当社の取締役は12名以内と定めるほか、株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行うこととし、累積投票によらないものと定めております。
- ・株主総会の特別決議要件につきましては、定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的に、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上をもって行うことができる旨定めております。
- ・自己の株式の取得につきましては、機動的な資本政策を遂行することを目的とし、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨定めております。
- ・剰余金の配当等の決定機関につきましては、株主へ機動的に利益還元ができるよう、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって決定できる旨定めております。尚、これに伴い、取締役の任期を1年に短縮する旨定めております。

取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であったものを含む)が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役および監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨定めております。



・社外取締役、社外監査役、会計監査人との間で、それぞれが業務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるように、会社法第423条第1項の責任について、法令で定める額を限度とする責任限定契約を締結することができる旨定めております。

期末日現在、社外監査役田中龍一氏、社外監査役佐藤榮太郎氏、社外監査役花木正義氏、及び明和監査法人と責任限定契約を締結しております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 33銘柄

貸借対照表計上額の合計額 2,354,378千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株) J C U	93,000	452,910	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本パーカライジング(株)	233,000	384,916	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
石原薬品(株)	137,660	196,853	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本精化(株)	308,000	189,728	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
東洋インキ S C ホールディングス(株)	196,618	86,511	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 東京都民銀行	66,775	75,455	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 三井住友フィナンシャルグループ	16,563	62,525	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
日本ピグメント(株)	240,000	51,360	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
第一稀元素化学工業(株)	29,900	38,002	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
新日本空調(株)	66,700	37,018	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 八十二銀行	60,000	34,140	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
日本精鋳(株)	122,000	33,062	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本化学工業(株)	279,000	32,085	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) リそなホールディングス	55,878	27,268	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
関東電化工業(株)	100,000	23,200	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三洋工業(株)	100,000	18,100	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) ノリタケカンパニーリミテド	76,986	17,706	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
ミサワホーム(株)	10,541	15,368	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 神戸製鋼所	136,990	14,931	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	21,703	9,614	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
大日精化工業(株)	20,680	9,057	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
J F E ホールディングス(株)	1,664	2,940	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三井化学(株)	11,000	2,255	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
イビデン(株)	1,270	1,862	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
伊勢化学工業(株)	1,200	828	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
双日(株)	4,211	610	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三谷産業(株)	2,420	404	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
日本パーカライジング(株)	260,200	621,357	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) J C U	93,000	610,080	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本精化(株)	308,000	204,820	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
石原ケミカル(株)	137,660	193,136	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
東洋インキ S C ホールディングス(株)	196,618	81,989	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
第一稀元素化学工業(株)	29,900	78,906	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	16,563	73,026	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
(株)東京都民銀行	66,775	71,382	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
日本ピグメント(株)	240,000	59,040	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
新日本空調(株)	66,700	43,355	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本化学工業(株)	279,000	40,176	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本精鋳(株)	122,000	36,600	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)八十二銀行	60,000	35,220	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
(株)りそなホールディングス	55,878	27,883	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
関東電化工業(株)	100,000	26,400	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)ノリタケカンパニーリミテド	76,000	19,836	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)神戸製鋼所	136,990	18,767	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三洋工業(株)	100,000	17,900	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ミサワホーム(株)	10,541	13,987	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	21,703	10,113	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
大日精化工業(株)	20,680	9,905	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
イビデン(株)	1,648	3,353	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
J F E ホールディングス(株)	1,664	3,233	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三井化学(株)	11,000	2,783	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
伊勢化学工業(株)	1,200	829	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
双日(株)	4,211	741	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三谷産業(株)	2,420	479	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため

#### 八 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	37,799	37,799			821
非上場株式以外の株式	138,596	139,105	3,979	0	29,976

#### 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、明和監査法人に所属し、その氏名および監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

業務執行社員 川崎浩

業務執行社員 鈴木誠

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 2名

なお、会計監査上の問題点については、最低年2回監査役会と同監査法人との間で意見交換を行っております。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	17		18	
連結子会社				
計	17		18	

## 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基いて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基いて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について明和監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人や各種団体の開催する研修に参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	9,527,642	10,703,304
受取手形及び売掛金	注3 5,746,034	5,729,037
商品及び製品	1,131,934	1,084,335
仕掛品	1,036,833	1,046,547
原材料及び貯蔵品	2,000,895	1,731,249
繰延税金資産	186,237	165,292
その他	105,388	193,583
貸倒引当金	1,710	1,670
流動資産合計	19,733,256	20,651,680
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	5,456,905	5,404,936
減価償却累計額	3,903,222	3,912,559
建物及び構築物（純額）	1,553,683	1,492,377
機械装置及び運搬具	11,425,812	11,601,588
減価償却累計額	9,301,812	9,653,542
機械装置及び運搬具（純額）	2,123,999	1,948,045
工具、器具及び備品	1,399,444	1,457,347
減価償却累計額	1,252,027	1,281,214
工具、器具及び備品（純額）	147,417	176,132
土地	2,008,638	2,032,487
リース資産	15,130	61,972
減価償却累計額	1,801	14,196
リース資産（純額）	13,329	47,776
建設仮勘定	104,563	74,650
有形固定資産合計	注2 5,951,631	注2 5,771,470
<b>無形固定資産</b>		
投資その他の資産	21,925	21,984
投資有価証券	注1 2,289,699	注1 2,778,490
生命保険積立金	419,742	440,459
保険積立金	228,977	228,977
長期預金	1,599,050	2,100,000
繰延税金資産	27,574	53,594
その他	166,284	191,539
貸倒引当金	1,570	1,570
投資その他の資産合計	4,729,758	5,791,491
固定資産合計	10,703,315	11,584,946
資産合計	30,436,572	32,236,627

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	注3 2,232,481	2,154,451
短期借入金	注2 630,112	注2 636,313
未払法人税等	437,771	475,237
賞与引当金	315,000	330,000
役員賞与引当金	25,000	25,000
災害損失引当金	11,049	-
資産撤去引当金	25,000	-
その他	609,397	626,684
流動負債合計	4,285,812	4,247,686
<b>固定負債</b>		
長期未払金	40,116	40,116
繰延税金負債	288,090	443,067
退職給付引当金	304,964	-
環境対策引当金	9,532	9,532
退職給付に係る負債	-	309,868
資産除去債務	110,368	112,861
その他	44,258	51,789
固定負債合計	797,330	967,235
負債合計	5,083,142	5,214,922
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金	571,695	589,348
利益剰余金	23,840,246	24,956,573
自己株式	327,627	305,585
株主資本合計	25,118,315	26,274,336
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	330,716	608,779
為替換算調整勘定	95,601	162,224
退職給付に係る調整累計額	-	23,635
その他の包括利益累計額合計	235,114	747,368
純資産合計	25,353,430	27,021,705
負債純資産合計	30,436,572	32,236,627

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
売上高	17,667,991	19,090,471
売上原価	注1 13,784,809	注1 14,838,276
売上総利益	3,883,181	4,252,194
販売費及び一般管理費	注2、注3 2,263,341	注2、注3 2,328,088
営業利益	1,619,839	1,924,105
営業外収益		
受取利息	14,971	19,563
受取配当金	38,209	44,092
仕入割引	12,604	13,043
不動産賃貸料	32,552	32,076
為替差益	20,188	21,636
補助金収入	62,898	28,841
その他	15,586	15,352
営業外収益合計	197,011	174,605
営業外費用		
支払利息	13,942	14,196
売上割引	12,768	12,202
賃貸収入原価	11,109	10,030
その他	245	378
営業外費用合計	38,065	36,808
経常利益	1,778,785	2,061,903
特別利益		
固定資産売却益	注4 1,010	注4 803
投資有価証券売却益	-	46
受取保険金	127,908	-
受取補償金	480,372	252,633
災害損失引当金戻入	-	6,470
特別利益合計	609,291	259,953
特別損失		
固定資産除却損	注5 13,517	注5 16,324
固定資産売却損	-	注6 84
減損損失	注8 15,784	-
災害による損失	注7 10,263	-
災害損失引当金繰入額	1,830	-
資産撤去引当金繰入額	25,000	-
特別損失合計	66,394	16,408
税金等調整前当期純利益	2,321,682	2,305,448
法人税、住民税及び事業税	862,779	856,324
法人税等調整額	34,915	14,819
法人税等合計	827,863	871,144
少数株主損益調整前当期純利益	1,493,818	1,434,304
当期純利益	1,493,818	1,434,304



## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,493,818	1,434,304
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	249,169	278,063
為替換算調整勘定	225,284	257,826
その他の包括利益合計	注1 474,453	注1 535,890
包括利益	1,968,272	1,970,194
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,968,272	1,970,194
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,034,000	560,441	22,663,235	358,400	23,899,277
当期変動額					
剰余金の配当			316,807		316,807
当期純利益			1,493,818		1,493,818
自己株式の取得				781	781
自己株式の処分		11,254		31,554	42,809
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		11,254	1,177,010	30,772	1,219,038
当期末残高	1,034,000	571,695	23,840,246	327,627	25,118,315

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	81,547	320,886		239,339	23,659,938
当期変動額					
剰余金の配当					316,807
当期純利益					1,493,818
自己株式の取得					781
自己株式の処分					42,809
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	249,169	225,284		474,453	474,453
当期変動額合計	249,169	225,284		474,453	1,693,491
当期末残高	330,716	95,601		235,114	25,353,430

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,034,000	571,695	23,840,246	327,627	25,118,315
当期変動額					
剰余金の配当			317,977		317,977
当期純利益			1,434,304		1,434,304
自己株式の取得				1,143	1,143
自己株式の処分		17,653		23,184	40,838
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		17,653	1,116,326	22,041	1,156,020
当期末残高	1,034,000	589,348	24,956,573	305,585	26,274,336

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	330,716	95,601		235,114	25,353,430
当期変動額					
剰余金の配当					317,977
当期純利益					1,434,304
自己株式の取得					1,143
自己株式の処分					40,838
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	278,063	257,826	23,635	512,254	512,254
当期変動額合計	278,063	257,826	23,635	512,254	1,668,275
当期末残高	608,779	162,224	23,635	747,368	27,021,705

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,321,682	2,305,448
減価償却費	827,494	787,096
減損損失	15,784	-
貸倒引当金の増減額( は減少)	330	40
賞与引当金の増減額( は減少)	5,000	15,000
退職給付引当金の増減額( は減少)	9,287	-
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	-	32,250
災害損失引当金の増減額( は減少)	9,113	11,049
資産撤去引当金の増減額( は減少)	25,000	25,000
固定資産売却損益( は益)	1,010	718
固定資産除却損	13,517	16,324
投資有価証券売却損益( は益)	-	46
受取利息及び受取配当金	53,181	63,656
受取保険金	127,908	-
支払利息	13,942	14,196
受取補償金	480,372	252,633
災害損失	10,263	-
売上債権の増減額( は増加)	847,243	32,027
たな卸資産の増減額( は増加)	145,161	324,166
仕入債務の増減額( は減少)	158,339	85,286
未払消費税等の増減額( は減少)	6,559	20,247
その他	79,179	83,208
小計	2,999,484	2,960,617
利息及び配当金の受取額	43,393	61,854
利息の支払額	13,942	14,141
法人税等の支払額	870,105	818,695
保険金の受取額	127,908	-
補償金の受取額	480,372	252,633
災害損失の支払額	814	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,766,295	2,442,268

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	1,300,000	900,000
定期預金の預入による支出	1,600,000	1,200,000
有形固定資産の取得による支出	1,127,265	398,912
有形固定資産の売却による収入	1,176	955
無形固定資産の取得による支出	282	4,813
投資有価証券の取得による支出	232,465	60,685
投資有価証券の売却による収入	-	224
生命保険積立金の積立による支出	19,911	18,914
保険積立金の積立による支出	178,949	-
その他	45,830	32,561
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,903,528	814,706
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	1,364,900	1,335,100
短期借入金の返済による支出	1,331,283	1,340,299
差入保証金の回収による収入	45,273	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	80,663	33,204
自己株式の取得による支出	781	1,143
自己株式の売却による収入	42,809	40,838
配当金の支払額	315,168	316,232
財務活動によるキャッシュ・フロー	274,914	314,941
現金及び現金同等物に係る換算差額	126,308	50,691
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	714,160	1,363,311
現金及び現金同等物の期首残高	8,213,481	8,927,642
現金及び現金同等物の期末残高	注1 8,927,642	注1 10,290,954

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

ネクサス・エレケミックCO.,LTD.

サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.

(2) 非連結子会社の名称

(株)川口ニッカ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

持分法を適用した会社の名称

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

(株)川口ニッカ

持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

ネクサス・エレケミックCO.,LTD.および サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表を作成するに当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券

###### a 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

###### b その他の有価証券

###### 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法

###### たな卸資産

主として月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 有形固定資産(リース資産を除く)

提出会社は定率法、在外連結子会社は定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～20年

機械装置及び運搬具 4～8年

###### 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

###### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

###### 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### 環境対策引当金

提出会社は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業(株)から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

##### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

##### 小規模企業等における簡便法の採用

タイの在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (5) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分がないため全て純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

#### (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。

#### (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

##### 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。



(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が309百万円計上されております。また、繰延税金資産が12百万円増加し、その他の包括利益累計額が23百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(連結貸借対照表関係)

注1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	8,000千円	8,000千円

注2 担保に供している資産

(イ)埼玉工場財団及び福島工場財団

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
建物及び構築物	618,684千円	583,065千円
機械装置	1,227,468千円	1,028,450千円
土地	153,961千円	153,961千円
工場財団合計	2,000,115千円	1,765,477千円

(ロ)青柳工場

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
建物	431千円	289千円
土地	52,327千円	52,327千円

(ハ)大阪支店

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
建物	9,099千円	6,569千円
土地	14,786千円	14,786千円

上記に対する債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
短期借入金	239,000千円	240,600千円

注3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれておりません。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
受取手形	206,746千円	千円
支払手形	165,267千円	千円

## (連結損益計算書関係)

注1 売上原価に含まれている棚卸資産評価損は次のとおりであります。( は戻入益)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
商品	149千円	703千円
製品	16,374千円	11,699千円
仕掛品	26,073千円	3,144千円
原材料	24,920千円	3,441千円
計	67,218千円	10,698千円

注2 販売費及び一般管理費の主なもの

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
運送費及び保管費	394,184千円	424,535千円
給与賞与	661,211千円	662,685千円
賞与引当金繰入額	100,937千円	108,492千円
役員賞与引当金繰入額	25,000千円	25,000千円
退職給付費用	51,937千円	50,022千円
研究開発費	367,533千円	385,810千円

注3 研究開発費の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
販売費及び一般管理費	367,533千円	385,810千円

注4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	千円	46千円
機械装置及び運搬具	965千円	757千円
工具、器具及び備品	44千円	千円
計	1,010千円	803千円

注5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	1,681千円	1,053千円
機械装置及び運搬具	11,359千円	13,779千円
工具、器具及び備品	475千円	551千円
無形固定資産	千円	940千円
計	13,517千円	16,324千円

注6 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
機械装置及び運搬具	千円	84千円
計	千円	84千円

注7 災害による損失の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
操業休止期間中の固定費	9,448千円	千円
その他	814千円	千円
計	10,263千円	千円

注8 減損損失

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
埼玉県草加市	埼玉独身寮	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等

当社の資産のグルーピングは事業の種類別セグメントを基準に行っております。

連結子会社は原則として事業会社を1つの資産グループとし、重要性のある会社は管理会計上の区分等をもとに資産をグルーピングしております。

グルーピングの単位である各事業部においては、減損の兆候がありませんでしたが、埼玉工場内の独身寮について、老朽化に伴う新田寮への移転により遊休化し、翌連結会計年度における解体・撤去が予定されているため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(15,784千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物15,694千円、機械装置及び運搬具20千円、工具、器具及び備品69千円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は、零と算定しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

注1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	385,114千円	429,773千円
組替調整額	千円	千円
税効果調整前	385,114千円	429,773千円
税効果額	135,945千円	151,710千円
その他有価証券評価差額金	249,169千円	278,063千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	225,284千円	257,826千円
その他の包括利益合計	474,453千円	535,890千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,680,000			20,680,000

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	897,814	1,411	79,000	820,225

(注)当連結会計年度末の内122,000株は、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」所有のものであります

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)からにっかさん従業員持株会への売却による減少  
79千株

## 3 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年5月11日 取締役会(注1)	普通株式	159,865	8.00	平成24年3月31日	平成24年6月13日
平成24年11月9日 取締役会(注2)	普通株式	159,854	8.00	平成24年9月30日	平成24年12月4日

(注1) 配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式201,000株に対する配当金1,608千円を含んでおります。

(注2) 配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式163,000株に対する配当金1,304千円を含んでおります。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	159,854	8.00	平成25年3月31日	平成25年6月11日

(注)配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式122,000株に対する配当金976千円を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,680,000			20,680,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	820,225	1,619	58,000	763,844

(注)当連結会計年度末の内64,000株は、「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」所有のものであります

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)からにつかさん従業員持株会への売却による減少  
 58千株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年5月10日 取締役会(注1)	普通株式	159,854	8.00	平成25年3月31日	平成25年6月11日
平成25年11月8日 取締役会(注2)	普通株式	159,851	8.00	平成25年9月30日	平成25年12月6日

(注1) 配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式122,000株に対する配当金976千円を含んでおります。

(注2) 配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式94,000株に対する配当金752千円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月9日 取締役会(注1、注 2)	普通株式	利益剰余金	179,821	9.00	平成26年3月31日	平成26年6月11日

(注1)配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式64,000株に対する配当金576千円を含んでおります。

(注2) 1株当たり配当額9円には、日本化学産業株式会社の前身である柳澤有機化学工業所発足満75年の記念配当1円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

注1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金	9,527,642千円	10,703,304千円
預入期間が3ヵ月を超える 定期預金	600,000千円	412,350千円
現金及び現金同等物	8,927,642千円	10,290,954千円

## 2 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	2,437千円	2,493千円



(リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、海外連結子会社における生産設備(機械及び装置)および提出会社における業務システム用機器であります。

・無形固定資産

提出会社における人事関連システム(ソフトウェア)であります。

リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定して運用しております。また、資金調達については、銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は極力行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、銀行に対し長期性預金を実施しております。

仕入債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、すべて返済期日は1年以内の短期借入金であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は社内管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理室等が、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、適宜、取引先の与信調査を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、輸出に係る売上債権と、原材料等の輸入に伴う仕入債務がありますが、信用リスク及び為替のリスクを回避するため、主に国内の商社を通した取引や円建ての取引を行っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告するとともに、適宜発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引については、極力行わない方針ですが、変動リスクに対するヘッジ取引を目的として止むを得ずデリバティブ取引を行う場合は、社内規定に基づき取締役会が承認することになっております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、総務部が月次に資金計画を作成するなどの方法により流動リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,527,642	9,527,642	
(2) 受取手形及び売掛金	5,746,034	5,746,034	
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	220,632	222,420	1,787
其他有価証券	1,974,192	1,974,192	
(4) 長期預金	1,599,050	1,554,803	44,246
資産計	19,067,552	19,025,093	42,458
(1) 支払手形及び買掛金	2,232,481	2,232,481	
(2) 短期借入金	630,112	630,112	
負債計	2,862,594	2,862,594	

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資産

## (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (4) 長期預金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 負債

## (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	94,873

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	9,527,642			
受取手形及び売掛金	5,746,034			
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)				200,000
長期預金		99,050		1,500,000
合計	15,273,676	99,050		1,700,000

## (注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	630,112					

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金・金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については、銀行借入により調達しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、銀行に対し長期性預金を実施しております。

長期性預金には期日前解約特約付預金(コーラブル預金)が含まれております。

仕入債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、すべて返済期日は1年以内の短期借入金であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は社内管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理室等が、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、適宜、取引先の与信調査を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

#### 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、輸出に係る売上債権と、原材料等の輸入に伴う仕入債務がありますが、信用リスク及び為替のリスクを回避するため、主に国内の商社を通じた取引や円建ての取引を行っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告するとともに、適宜発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引については、極力行わない方針ではありますが、変動リスクに対するヘッジ取引を目的として止むを得ずデリバティブ取引を行う場合は、社内規定に基づき取締役会が承認することになっております。

#### 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、総務部が月次に資金計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,703,304	10,703,304	
(2) 受取手形及び売掛金	5,729,037	5,729,037	
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	219,129	224,780	5,650
其他有価証券	2,464,486	2,464,486	
(4) 長期預金	2,100,000	2,006,526	93,473
資産計	21,215,957	21,128,135	87,822
(1) 支払手形及び買掛金	2,154,451	2,154,451	
(2) 短期借入金	636,313	636,313	
負債計	2,790,764	2,790,764	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 長期預金

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	94,873

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	10,703,304			
受取手形及び売掛金	5,729,037			
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)				200,000
長期預金				2,100,000
合計	16,432,341			2,300,000

## (注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	636,313					

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1 満期保有目的の債券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	220,632	222,420	1,787
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
合計	220,632	222,420	1,787

## 2 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1,633,879	1,047,934	585,945
債券			
その他	16,877	16,039	838
小計	1,650,756	1,063,973	586,783
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	323,435	399,887	76,451
債券			
その他			
小計	323,435	399,887	76,451
合計	1,974,192	1,463,861	510,331

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額86,873千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません



当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

### 1 満期保有目的の債券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	219,129	224,780	5,650
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
合計	219,129	224,780	5,650

### 2 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	2,026,126	1,037,538	988,588
債券			
その他	20,077	16,052	4,024
小計	2,046,204	1,053,590	992,613
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	418,282	470,790	52,507
債券			
その他			
小計	418,282	470,790	52,507
合計	2,464,486	1,524,381	940,105

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額86,873千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1 採用している退職給付の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

また、総合設立型の厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、退職給付債務の計算に含めておりません。

なお、タイの在外連結子会社は、確定給付型の退職給付制度を採用しております。

・要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成24年 3月31日現在)

年金資産の額	414,218,282千円
年金財政計算上の給付債務の額	459,016,212千円
差引額	44,797,929千円

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合(自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)

0.39%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高38,602,692千円、前年度からの繰越不足金3,215,699千円および当年度不足金2,979,537千円の合計額であります。また、未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率1.55%、償却残余期間は平成24年 3月末で 6年10月であります。

なお、上記(2)の割合は実際の負担割合とは一致しておりません。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日) (千円)
イ 退職給付債務	1,171,256
ロ 年金資産	896,993
ハ 未積立退職給付債務 (イ + ロ)	274,262
ニ 未認識過去勤務債務	2,642
ホ 未認識数理計算上の差異	28,059
ヘ 退職給付引当金 (ハ + ニ + ホ)	304,964

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) (千円)
イ 勤務費用	134,560
ロ 利息費用	22,969
ハ 期待運用収益	15,489
ニ 未認識過去勤務債務の費用処理額	1,219
ホ 数理計算上の差異の費用処理額	36,100
ヘ 退職給付費用 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	176,921

(注) 簡便法を採用している在外連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2.0%
ハ 期待運用収益率	2.0%
ニ 過去勤務債務の費用処理額	5年
ホ 数理計算上の差異の処理年数	5年

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 採用している退職給付の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度であります)及び退職一時金制度(非積立型制度であります)を設けております。

また、複数事業主制度の厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、退職給付債務の計算に含めておりません。

なお、タイの在外連結子会社は、確定給付型の退職給付制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、73,327千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況(平成25年3月31日現在)

年金資産の額	465,229,761千円
年金財政計算上の給付債務の額	497,125,089千円
差引額	<u>31,895,327千円</u>

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

0.39%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高49,513,510千円と当年度剰余金17,618,182千円との差額であります。また、未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率1.55%、加入員負担掛金率0.15%、償却残余期間は平成25年4月1日で9年であります。

なお、上記(2)の割合は実際の負担割合とは一致しておりません。

3 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除きます。)

イ 退職給付債務の期首残高	1,166,621千円
ロ 勤務費用	61,333千円
ハ 利息費用	23,332千円
ニ 数理計算上の差異の発生額	132,377千円
ホ 退職給付の支払額	47,686千円
ヘ 退職給付債務の期末残高 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	<u>1,335,979千円</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除きます。)

イ	年金資産の期首残高	896,993千円
ロ	期待運用収益	17,939千円
ハ	数理計算上の差異の発生額	55,944千円
ニ	事業主からの拠出額	104,425千円
ホ	退職給付の支払額	39,476千円
ヘ	年金資産の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	1,035,826千円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ	退職給付に係る負債の期首残高	4,634千円
ロ	退職給付費用	4,459千円
ハ	退職給付の支払額	千円
ニ	制度への拠出額	千円
ホ	その他	622千円
ヘ	退職給付に係る負債の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	9,715千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	1,078,737千円
ロ	年金資産	1,035,826千円
ハ	小計 (イ + ロ)	42,911千円
ニ	非積立型制度の退職給付債務	266,956千円
ホ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (ハ + ニ)	309,868千円
ヘ	退職給付に係る負債	309,868千円
ト	退職給付に係る資産	千円
チ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (ヘ + ト)	309,868千円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

イ	勤務費用	61,333千円
ロ	利息費用	23,332千円
ハ	期待運用収益	17,939千円
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	10,419千円
ホ	過去勤務費用の費用処理額	1,219千円
ヘ	簡便法で計算した退職給付費用	4,459千円
ト	その他	千円
チ	確定給付制度に係る退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ +	80,385千円
ヘ	+ト)	

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

イ 未認識過去勤務費用	1,423千円
ロ 未認識数理計算上の差異	37,954千円
ハ 合計 (イ+ロ)	36,531千円

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

イ 株式	32 %
ロ 債券	22 %
ハ 一般勘定	44 %
ニ その他	2 %
ホ 合計 (イ+ロ+ハ+ニ)	100 %

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.2%
長期期待運用収益率	2.0%

(追加情報)

退職給付債務等の計算基礎について、期首時点の計算において適用した割引率は2%でありましたが、期末時点において安全性が高い利回りに基づき、再検討を行った結果、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断し、計算に適用する割引率を1.2%に変更しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
賞与引当金	118,755千円	116,490千円
未払事業税	37,508千円	32,098千円
長期未払金	14,160千円	14,160千円
退職給付引当金	106,943千円	千円
退職給付に係る負債	千円	107,897千円
投資有価証券評価損	76,428千円	76,428千円
減損損失	111,382千円	108,937千円
減価償却費	74,042千円	79,738千円
資産除去債務	38,959千円	39,840千円
その他	70,110千円	81,658千円
繰延税金資産合計	648,291千円	657,250千円
<b>繰延税金負債</b>		
在外子会社留保利益	129,281千円	136,428千円
固定資産圧縮積立金	404,179千円	404,103千円
その他有価証券評価差額金	180,437千円	332,147千円
その他	8,673千円	8,751千円
繰延税金負債合計	722,570千円	881,430千円
繰延税金資産の純額	74,279千円	224,180千円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産 繰延税金資産	186,237千円	165,292千円
固定資産 繰延税金資産	27,574千円	53,594千円
固定負債 繰延税金負債	288,090千円	443,067千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	37.7%	法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担率 との間の差異が法定実効税 率の100分の5以下である ため注記を省略しておりま す。
交際費等永久に損金に算入されな い項目	0.1%	
受取配当金等永久に損金に算入さ れない項目	0.3%	
試験研究費税額控除	1.2%	
外国税額控除	0.1%	
福島復興産業特別地区税額控除	1.4%	
住民税均等割額	0.5%	
在外子会社留保利益	0.8%	
その他	0.4%	
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	35.7%	

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に交付され、平成26年4月1日以降に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の37.7%から35.3%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が11,914千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が11,914千円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

河川法に基づく占有許可の期間満了に伴う構築物(橋梁)の原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から60年と見積り、割引率は2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	107,930千円	110,368千円
時の経過による調整額	2,437千円	2,493千円
期末残高	110,368千円	112,861千円



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社グループは、本社において「薬品事業」「建材事業」に関する国内及び海外の包括的な戦略を立案し、これを基に、「薬品事業」については、薬品営業本部、薬品生産本部、海外子会社等で、「建材事業」については、建材本部で、具体的な事業活動を展開しております。

また、「薬品事業」は、銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、ナフテン酸・オクチル酸等の金属石鹸、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液の製造販売及びめっき加工をしております。

「建材事業」は防火通気見切縁、耐震補強材、内装用間仕切壁、郵便ポスト、手摺・笠木、金属製雨戸等の住宅用建材製品、熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品の製造販売をしております。

従って当社グループは、製品・サービス別セグメントから構成されている「薬品事業」及び「建材事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1、2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	14,647,544	3,020,446	17,667,991		17,667,991
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	14,647,544	3,020,446	17,667,991		17,667,991
セグメント利益	1,141,042	912,975	2,054,018	434,178	1,619,839
セグメント資産	13,120,157	1,612,132	14,732,289	15,704,283	30,436,572
その他の項目					
減価償却費	769,684	36,880	806,564	20,771	827,336
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,192,884	43,196	1,236,080	360	1,236,440

(注) 1. セグメント利益の調整額 434,178千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社本社での総務部等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント資産の調整額15,704,283千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1、2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	15,595,733	3,494,737	19,090,471		19,090,471
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	15,595,733	3,494,737	19,090,471		19,090,471
セグメント利益	1,234,919	1,110,928	2,345,848	421,742	1,924,105
セグメント資産	12,408,262	1,731,139	14,139,402	18,097,225	32,236,627
その他の項目					
減価償却費	730,193	39,630	769,823	17,272	787,096
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	374,185	66,454	440,640	1,634	442,275

- (注) 1. セグメント利益の調整額 421,742千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社本社での総務部等管理部門に係る費用であります。
2. セグメント資産の調整額18,097,225千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。
3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア・オセアニア	その他	合計
15,238,009	2,355,718	74,263	17,667,991

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アジア・オセアニア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド

その他：米国、ヨーロッパ諸国他

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	タイ	合計
4,650,900	1,300,731	5,951,631

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア・オセアニア	その他	合計
16,331,524	2,720,474	38,471	19,090,471

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アジア・オセアニア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド

その他：米国、ヨーロッパ諸国他

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	タイ	合計
4,382,702	1,388,768	5,771,470

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	薬品事業	建材事業	計		
減損損失	15,784		15,784		15,784

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)及び当連結会計年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	1,276.62円	1,356.77円
1株当たり当期純利益金額	75.38円	72.13円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、1.19円減少しております。

(注) 3 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,493,818	1,434,304
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,493,818	1,434,304
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,818	19,885
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権(信託型ライツ・プラン)潜在株式の数25,000千株	新株予約権(信託型ライツ・プラン)潜在株式の数25,000千株

(注) 「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(前連結会計年度122,000株、当連結会計年度64,000株)は、1株当たり情報の算定の基礎となる期中平均株式数から除いております。

(注) 4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	25,353,430	27,021,705
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	25,353,430	27,021,705
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	19,859	19,916

(注) 「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(前連結会計年度122,000株、当連結会計年度64,000株)は、1株当たり情報の算定の基礎となる期末普通株式数から除いております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	630,112	636,313	1.6	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務	26,733	40,520		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	37,359	45,052		平成27年5月～ 平成30年7月
その他有利子負債				
合計	694,205	721,886		

(注) 1 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を計算しておりません。

- 2 短期借入金の当期末残高には、従業員持株会連携型ESOPによる借入金69,313千円が含まれております。
- 3 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	18,100	14,781	11,834	336

【資産除去債務明細表】

「資産除去債務関係」注記において記載しておりますので、省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	4,660,518	9,462,104	14,335,185	19,090,471
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (千円)	586,636	1,207,305	1,815,586	2,305,448
四半期(当期)純利益金額 (千円)	342,182	729,238	1,107,750	1,434,304
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	17.23	36.70	55.73	72.13

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	17.23	19.46	19.03	16.40

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,150,147	10,345,498
受取手形	注3 1,727,029	1,596,479
売掛金	注2 3,956,171	注2 3,959,483
商品及び製品	1,086,057	925,053
仕掛品	1,026,412	1,023,872
原材料及び貯蔵品	1,935,498	1,657,078
繰延税金資産	185,251	165,042
その他	44,723	136,397
貸倒引当金	1,710	1,670
流動資産合計	19,109,582	19,807,235
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,082,020	1,012,907
構築物	138,353	125,728
機械及び装置	1,426,466	1,183,749
車両運搬具	12,665	8,012
工具、器具及び備品	86,532	103,973
土地	1,831,027	1,831,027
リース資産	13,329	47,776
建設仮勘定	60,506	69,527
有形固定資産合計	注1 4,650,900	注1 4,382,702

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>無形固定資産</b>		
借地権	1,682	742
ソフトウェア	1,741	2,073
リース資産	8,700	5,800
電話加入権	7,848	7,848
施設利用権	359	332
無形固定資産合計	20,332	16,797
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	2,281,699	2,770,490
関係会社株式	791,327	791,327
出資金	1,810	1,810
長期前払費用	119,258	138,942
生命保険積立金	419,742	440,459
保険積立金	228,977	228,977
長期預金	1,500,000	2,100,000
その他	4,661	4,226
貸倒引当金	1,570	1,570
投資その他の資産合計	5,345,906	6,474,664
<b>固定資産合計</b>	<b>10,017,139</b>	<b>10,874,163</b>
<b>資産合計</b>	<b>29,126,722</b>	<b>30,681,399</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	注3 763,058	700,508
買掛金	1,464,488	注2 1,409,837
短期借入金	注1 545,212	注1 507,913
リース債務	6,222	16,059
未払金	147,418	167,485
未払費用	注2 253,503	注2 267,989
未払法人税等	437,771	474,198
未払消費税等	45,302	65,549
前受金	15,721	8,842
預り金	29,622	11,799
賞与引当金	315,000	330,000
役員賞与引当金	25,000	25,000
災害損失引当金	11,049	-
資産撤去引当金	25,000	-
設備関係支払手形	51,983	27,715
その他	61	98
流動負債合計	4,136,416	4,012,996

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>固定負債</b>		
長期未払金	40,116	40,116
リース債務	16,908	40,196
繰延税金負債	158,626	319,162
退職給付引当金	300,330	263,621
環境対策引当金	9,532	9,532
資産除去債務	110,368	112,861
その他	6,898	6,737
<b>固定負債合計</b>	<b>642,780</b>	<b>792,227</b>
<b>負債合計</b>	<b>4,779,196</b>	<b>4,805,223</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金		
資本準備金	337,867	337,867
その他資本剰余金	233,828	251,481
<b>資本剰余金合計</b>	<b>571,695</b>	<b>589,348</b>
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	258,500	258,500
その他利益剰余金	22,480,240	23,691,133
研究開発積立金	125,000	125,000
配当準備積立金	55,000	55,000
固定資産圧縮積立金	740,778	740,665
別途積立金	19,350,500	20,550,500
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>2,208,961</b>	<b>2,219,967</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>22,738,740</b>	<b>23,949,633</b>
自己株式	327,627	305,585
<b>株主資本合計</b>	<b>24,016,809</b>	<b>25,267,396</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	330,716	608,779
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>330,716</b>	<b>608,779</b>
<b>純資産合計</b>	<b>24,347,525</b>	<b>25,876,175</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>29,126,722</b>	<b>30,681,399</b>

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
売上高	注1 17,289,376	注1 18,551,959
売上原価	注1 13,423,715	注1 14,345,290
売上総利益	3,865,661	4,206,668
販売費及び一般管理費	注1、注2 2,102,379	注1、注2 2,180,901
営業利益	1,763,281	2,025,766
営業外収益		
受取利息	10,729	12,905
有価証券利息	672	2,836
受取配当金	38,209	44,092
仕入割引	12,604	13,043
不動産賃貸料	32,552	32,076
為替差益	20,405	24,590
補助金収入	55,372	28,841
雑収入	12,982	14,618
営業外収益合計	183,527	173,004
営業外費用		
支払利息	10,020	9,634
売上割引	12,768	12,202
賃貸収入原価	11,109	10,030
雑支出	245	378
営業外費用合計	34,143	32,245
経常利益	1,912,666	2,166,525
特別利益		
固定資産売却益	63	803
投資有価証券売却益	-	46
受取補償金	注3 480,372	注3 252,633
災害損失引当金戻入	-	6,470
特別利益合計	480,435	259,953
特別損失		
固定資産除却損	13,429	13,074
災害による損失	注4 10,263	-
災害損失引当金繰入額	1,830	-
資産撤去引当金繰入額	25,000	-
減損損失	15,784	-
特別損失合計	66,307	13,074
税引前当期純利益	2,326,794	2,413,404
法人税、住民税及び事業税	862,200	855,500
法人税等調整額	30,932	29,034
法人税等合計	831,267	884,534
当期純利益	1,495,527	1,528,870

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,034,000	337,867	222,573	560,441
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			11,254	11,254
固定資産圧縮積立金の取崩				
実効税率変更に伴う積立金の増加				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計			11,254	11,254
当期末残高	1,034,000	337,867	233,828	571,695

	株主資本						
	利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
		研究開発積立金	配当準備積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	258,500	125,000	55,000	740,900	18,150,500	2,230,120	21,560,020
当期変動額							
剰余金の配当						316,807	316,807
当期純利益						1,495,527	1,495,527
自己株式の取得							
自己株式の処分							
固定資産圧縮積立金の取崩				121		121	
実効税率変更に伴う積立金の増加							
別途積立金の積立					1,200,000	1,200,000	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計				121	1,200,000	21,158	1,178,719
当期末残高	258,500	125,000	55,000	740,778	19,350,500	2,208,961	22,738,740

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	358,400	22,796,061	81,547	81,547	22,877,609
当期変動額					
剰余金の配当		316,807			316,807
当期純利益		1,495,527			1,495,527
自己株式の取得	781	781			781
自己株式の処分	31,554	42,809			42,809
固定資産圧縮積立金の取崩					
実効税率変更に伴う積立金の増加					
別途積立金の積立					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			249,169	249,169	249,169
当期変動額合計	30,772	1,220,747	249,169	249,169	1,469,916
当期末残高	327,627	24,016,809	330,716	330,716	24,347,525



当事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,034,000	337,867	233,828	571,695
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			17,653	17,653
固定資産圧縮積立金の取崩				
実効税率変更に伴う積立金の増加				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計			17,653	17,653
当期末残高	1,034,000	337,867	251,481	589,348

	株主資本						
	利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
研究開発積立金		配当準備積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	258,500	125,000	55,000	740,778	19,350,500	2,208,961	22,738,740
当期変動額							
剰余金の配当						317,977	317,977
当期純利益						1,528,870	1,528,870
自己株式の取得							
自己株式の処分							
固定資産圧縮積立金の取崩				117		117	
実効税率変更に伴う積立金の増加				4		4	
別途積立金の積立					1,200,000	1,200,000	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計				113	1,200,000	11,006	1,210,892
当期末残高	258,500	125,000	55,000	740,665	20,550,500	2,219,967	23,949,633

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327,627	24,016,809	330,716	330,716	24,347,525
当期変動額					
剰余金の配当		317,977			317,977
当期純利益		1,528,870			1,528,870
自己株式の取得	1,143	1,143			1,143
自己株式の処分	23,184	40,838			40,838
固定資産圧縮積立金の取崩					
実効税率変更に伴う積立金の増加					
別途積立金の積立					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			278,063	278,063	278,063
当期変動額合計	22,041	1,250,586	278,063	278,063	1,528,650
当期末残高	305,585	25,267,396	608,779	608,779	25,876,175

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価引下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～20年

機械装置 5～8年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

リース資産以外の無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

(5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業(株)から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産当明細表、引当金明細表については、財務諸表規則第127条第1項に掲げる様式に基いて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条の2に定める減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨の注記については、同条第5項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第75条第2項に定める製造原価明細書については、同ただし書きにより、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第80条に定めるたな卸資産の帳簿価額の切り下げに関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

## (貸借対照表関係)

## 注1 担保に供している固定資産

## (イ)埼玉工場財団及び福島工場財団

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物	502,418千円	475,966千円
構築物	116,266千円	107,098千円
機械及び装置	1,227,468千円	1,028,450千円
土地	153,961千円	153,961千円
工場財団合計	2,000,115千円	1,765,477千円

## (ロ)青柳工場

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物	431千円	289千円
土地	52,327千円	52,327千円

## (ハ)大阪支店

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物	9,099千円	6,569千円
土地	14,786千円	14,786千円

## 上記に対する債務

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期借入金	239,000千円	240,600千円

## 注2 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	35,830千円	2,495千円
短期金銭債務	1,438千円	6,414千円

## 注3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
受取手形	206,746千円	千円
支払手形	165,267千円	千円

## 4 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
ネクサス・エレケミックCO.,LTD	96,300千円 (30,000千BAHT)	126,800千円 (40,000千BAHT)

## (損益計算書関係)

注1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	108,561千円	95,601千円
売上原価	39,752千円	151,100千円
販売費及び一般管理費	643千円	73千円

注2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
減価償却費	32,833千円	29,173千円
運送費及び保管費	394,184千円	424,535千円
給料及び賞与	579,936千円	611,167千円
役員報酬	82,443千円	85,475千円
賞与引当金繰入額	100,937千円	108,492千円
役員賞与引当金繰入額	25,000千円	25,000千円
退職給付費用	51,665千円	46,746千円
研究開発費	367,533千円	385,810千円
おおよその割合		
販売費	24%	24%
一般管理費	76%	76%

注3 東京電力株式会社から公表された賠償基準に基づき、同社に対し福島原子力発電所事故に伴う当社福島第一・第二工場の損害について補償請求を行なっておりました補償金額であります。

注4 災害による損失の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
操業休止期間中の固定費	9,448千円	千円
その他	814千円	千円
計	10,263千円	千円

(有価証券関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価を把握することができるものではありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	791,327
計	791,327

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価を把握することができるものではありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	791,327
計	791,327

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。



## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	118,755千円	116,490千円
未払事業税	37,508千円	32,098千円
長期未払金	14,160千円	14,160千円
退職給付引当金	106,016千円	93,058千円
投資有価証券評価損	76,428千円	76,428千円
減損損失	111,382千円	108,937千円
減価償却費	74,042千円	79,738千円
貸倒引当金	161千円	194千円
資産除去債務	38,959千円	39,840千円
その他	35,318千円	22,619千円
繰延税金資産合計	612,734千円	583,567千円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	404,179千円	404,103千円
その他有価証券評価差額金	180,437千円	332,147千円
その他	1,493千円	1,437千円
繰延税金負債合計	586,110千円	737,687千円
繰延税金資産の純額	26,624千円	154,120千円

(注)前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
流動資産 繰延税金資産	185,251千円	165,042千円
固定負債 繰延税金負債	158,626千円	319,162千円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	37.7%	法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担率 の間の差異が法定実効税率 の100分の5以下であるた め注記を省略しておりま す。
交際費等永久に損金に算入されな い項目	0.1%	
受取配当金等永久に損金に算入さ れない項目	0.3%	
試験研究費税額控除	1.2%	
外国税額控除	0.1%	
福島復興産業特別地区税額控除	1.4%	
住民税均等割額	0.5%	
その他	0.4%	
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	35.7%	

### 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に交付され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の37.7%から35.3%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が11,914千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が11,914千円増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	1,082,020	32,428	368	101,173	1,012,907	3,026,628
	構築物	138,353	7,364	534	19,454	125,728	763,565
	機械及び装置	1,426,466	216,776	4,782	454,711	1,183,749	9,273,095
	車両運搬具	12,665	1,494	155	5,991	8,012	116,070
	工具、器具及び備品	86,532	77,400	26	59,932	103,973	1,222,904
	土地	1,831,027				1,831,027	
	リース資産	13,329	46,842		12,394	47,776	14,196
	建設仮勘定	60,506	337,112	328,091		69,527	
	計	4,650,900	719,419	333,959	653,657	4,382,702	14,416,461
無形固定資産	借地権	1,682		940		742	
	ソフトウェア	1,741	961		628	2,073	
	リース資産	8,700			2,900	5,800	
	電話加入権	7,848				7,848	
	施設利用権	359			27	332	
	計	20,332	961	940	3,556	16,797	

(注) 増加の主なものは機械及び装置で、工場用水受水設備13,500千円、電池設備の9,700千円であります。

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,280	1,670	1,710	3,240
賞与引当金	315,000	330,000	315,000	330,000
役員賞与引当金	25,000	25,000	25,000	25,000
災害損失引当金	11,049		11,049	
環境対策引当金	9,532			9,532
資産撤去引当金	25,000		25,000	

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記すべき事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 又は買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款において、単元未満株式を有する株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利並びに株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しない旨が規定されております。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第88期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)平成25年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成25年6月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第89期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)平成25年8月14日関東財務局長に提出。

第89期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)平成25年11月14日関東財務局長に提出。

第89期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)平成26年2月14日関東財務局長に提出。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6 月27日

日本化学産業株式会社  
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	川 崎	浩
業務執行社員	公認会計士	鈴 木	誠

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本化学産業株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、日本化学産業株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年 6 月27日

日本化学産業株式会社  
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	川 崎	浩
業務執行社員	公認会計士	鈴 木	誠

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第89期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。